

平成22年度家庭福祉対策関係予算の概要

(平成21年度予算) 264,745百万円 → (平成22年度) 271,462百万円

1. 社会的養護体制の拡充 82,221百万円 → 83,780百万円

(1) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

小規模グループケアの推進

児童養護施設等において、虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を一層推進する。

645か所 → 703か所

里親支援機関による里親の支援の推進

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の拡充

乳児院において、乳児の家庭復帰や里親委託について保護者との調整等を行うため、非常勤の家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置の拡充を図る。

乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充

乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることから、児童養護施設等に配置されている被虐待児個別対応職員について、乳児院において配置の拡充を図る。

児童養護施設における看護師の配置の拡充

児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を図る。

(2) 施設退所児童等への支援の充実

児童家庭支援センター運営等事業の推進

地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を推進する。また、施設を退所した児童等のアフターケアの推進を図る。

身元保証人確保対策事業の実施

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受け保護された女性等が、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることのないよう、身元保証人を確保するための事業を引き続き実施する。

(3) 施設整備費の交付対象の拡大

次世代育成支援対策施設整備交付金について、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の整備のうち、おおむね6名程度の小規模なグループケアを行う場合の整備について加算の対象とする。

(次世代育成支援対策施設整備交付金(5,033百万円)の内数)

「安心子ども基金」を活用した社会的養護の拡充(平成21年度補正予算)

○児童養護施設の退所者等の就業支援

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。

○児童養護施設等の生活向上のための環境改善

老朽化遊具の更新、食品の安全など安全対策や生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図るとともに、ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設等の新規設置を推進する。

○児童養護施設等の職員の資質向上のための研修

児童養護施設等施設職員や児童相談に携わる職員等が資質向上のために参加する研修を推進する。

地域主権改革(児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)の基準関係)について

家庭福祉課

○ 地方分権改革推進委員会の勧告内容(平成21年10月7日)

児童福祉施設の基準について、廃止又は条例委任する。
都道府県が設置する児童自立支援施設の職員の身分規定を廃止する。



○ 地方分権改革推進計画の内容(平成21年12月15日閣議決定)

- 児童福祉施設の最低基準は条例で都道府県等(※)が定める。その際、
 - 従業員の資格及び員数
 - 居室の面積基準
 - 利用者及び家族に対する人権侵害の防止等に関する事項(懲戒権の乱用禁止など)
などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。 = 「従うべき基準」
 - その他の設備及び運営に関する基準については、国の基準を参考にすればよい。 = 「参酌すべき基準」
(※)都道府県、政令指定都市、中核市
 - 生活指導及び家庭環境の調整
 - 関係機関との連携 等
- 児童自立支援施設の職員に関する規定は、廃止する。

1. 児童福祉施設の最低基準について

→ 地域主権改革推進一括法案を、平成22年通常国会に提出(平成22年3月5日)。

施行:平成23年4月

※ただし、施行から1年間は、自治体が条例を定めるまで、国が参酌すべき基準として定めるものを、最低基準とみなすこととなる。

2. 児童自立支援施設の職員の身分に関する規定について

→ 平成22年度中に実施(平成22年1月29日 構造改革特別区域推進本部決定)

○地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案改正後の児童福祉法(傍線が改正予定部分)

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童(助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

○改正に伴う経過措置

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第十三条、第十五条及び第十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

新児童福祉法第二十四条の十二第一項及び第二項	新児童福祉法第二十四条の十二第三項
------------------------	-------------------

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文 目次

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）	1
○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）（第二条関係）	3
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（第三条関係）	11
○ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）（第四条関係）	17
○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）（第五条関係）	18
○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄）（第六条関係）	20
○ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）（抄）（第七条関係）	22
○ 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）（抄）（第八条関係）	25
○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第九条関係）	29
○ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）（第十条関係）	34
○ へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）（抄）（第十一条関係）	35
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（抄）（第十二条関係）	37
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第十三条関係）	38
○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第十四条関係）	44
○ 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）（抄）（第十五条関係）	49
○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）（第十六条関係）	50
○ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）（抄）（第十七条関係）	52
○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）（第十八条関係）	53
○ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（第十九条関係）	90
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）（第二十条関係）	100
○ 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）（抄）（第二十一条関係）	109

改 正 案

現 行

<p>第二十四条の九（略）</p> <p>②（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該申請に係る知的障害児施設等の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。</p> <p>三 申請者が、第二十四条の十二第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害児施設等の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>四（十）（略）</p>	<p>第二十四条の九（略）</p> <p>②（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該申請に係る知的障害児施設等の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。</p> <p>三 申請者が、第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害児施設等の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>四（十）（略）</p>
<p>第二十四条の十二 指定知的障害児施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならない。</p> <p>② 指定知的障害児施設等の設置者は、都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。</p> <p>③ 都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項について、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項</p>	<p>第二十四条の十二 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならない。</p> <p>② 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。</p>

については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定施設支援に従事する従業者及びその員数

二 指定知的障害児施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定知的障害児施設等の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定知的障害児施設等の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第二十四条の十六 都道府県知事は、指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準に適合しておらず、又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をしていないと認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、同条第一項の都道府県の条例で定める基準を遵守し、又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

②④ (略)

第二十四条の十七 (略)

一・二 (略)

第二十四条の十六 都道府県知事は、指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しておらず、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をしていないと認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

②④ (略)

第二十四条の十七 (略)

一・二 (略)

三 指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定知的障害児施設等の設置者が、第二十四条の十二第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をすることができなくなつたとき。

五十一 (略)

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親(第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条の二、第四十六条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条において同じ。)及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項に

三 指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定知的障害児施設等の設置者が、第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をすることができなくなつたとき。

五十一 (略)

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親(第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十八条において同じ。)及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第四十五条 厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第四十五条の二 厚生労働大臣は、里親の行う養育について、基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 里親は、前項の基準を遵守しなければならない。

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、

② 児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。

③ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ

関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者とその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 五の二 (略)

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第二号において同じ。）

六の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用（保育の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項において同じ。）

六の三、六の四 (略)

、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者とその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 五の二 (略)

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第二号において同じ。）

六の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用（保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項において同じ。）

六の三、六の四 (略)

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

七の二（九）（略）

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条の最低基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

七の二（九）（略）

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（抄）

目次

- 第一章 内閣府関係（第一条―第三条）
- 第二章 総務省関係（第四条―第八条）
- 第三章 文部科学省関係（第九条―第十二条）
- 第四章 厚生労働省関係（第十三条―第二十条）
- 第五章 農林水産省関係（第二十一条―第二十五条）
- 第六章 経済産業省関係（第二十六条―第三十条）
- 第七章 国土交通省関係（第三十一条―第三十八条）
- 第八章 環境省関係（第三十九条―第四十二条）

附則

第四章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の九第二項第二号及び第三号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第二十四条の十二中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条に次の一項を加える。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定施設支援に従事する従業者及びその員数

二 指定知的障害児施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定知的障害児施設等の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定知的障害児施設等の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第二十四条の十六第一項並びに第二十四条の十七第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第三十条の二中「第四十五条第一項及び第二項」を「第四十五条の二」に、「並びに第四十八条」を「及び第四十八条」に改める。

第四十五条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に改め、「並びに里親の行う養育」を削り、「について、」の下に「条例で」を加え、「最低基準」を「基準」に改め、同条第二項中「及び里親」を削り、「前項の最低基準」を「第一項の基準」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の

確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二 厚生労働大臣は、里親の行う養育について、基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

里親は、前項の基準を遵守しなければならない。

第四十六条第一項中「前条の最低基準」を「第四十五条第一項及び前条第一項の基準」に改め、同条第三項及び第四項中「前条の最低基準」を「第四十五条第一項の基準」に改める。

第五十条第六号及び第六号の二中「第四十五条の最低基準」を「第四十五条第一項の基準」に改め、同条第七号中「第四十五条の最低基準」を「第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条、第二十二條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七條及び第三十八條の規定並びに附則第八條、第十條、第十一条、第十三條、第十九條、第二十五條、第三十三條及び第三十九條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第六條、第十一條、第十三條、第十五條、第十六條、第十八條から第二十條まで、第二十六條、第二十九條、第三十二條、第三十三條（道路法第三十條及び第四十五條の改正規定に限る。）、第三十五條及び第三十六條の規定並びに附則第四條から第七條まで、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十條第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第三

十七条、第三十八条、第四十条及び第四十三条の規定 平成二十三年四月一日

三 第三条の規定及び附則第四十二条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条の規定並びに附則第二十九条及び第四十一条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日の翌日のいずれか遅い日

（児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第十三条、第十五条及び第十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

新児童福祉法第二十四条の十二第二項及び第二項	新児童福祉法第二十四条の十二第三項
新児童福祉法第四十五条第一項	新児童福祉法第四十五条第二項

<p>第十五条の規定による改正後の老人福祉法（以下この表及び附則第四十三条において「新老人福祉法」という。）第十七条第一項</p>	<p>新老人福祉法第十七条第二項</p>
<p>第十九条の規定による改正後の障害者自立支援法（以下この表及び附則第四十三条において「障害者自立支援法」という。）第三十条第一項第二号イ及びロ</p>	<p>障害者自立支援法第三十条第二項</p>
<p>障害者自立支援法第四十三条第一項及び第二項</p>	<p>障害者自立支援法第四十三条第三項</p>
<p>障害者自立支援法第四十四条第一項及び第二項</p>	<p>障害者自立支援法第四十四条第三項</p>
<p>障害者自立支援法第八十条第一項</p>	<p>障害者自立支援法第八十条第二項</p>
<p>障害者自立支援法第八十四条第一項</p>	<p>障害者自立支援法第八十四条第二項</p>

理由

地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、内閣府本府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを規定している関係法律を改正する等、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 内閣府関係（第一章関係）

一 災害対策基本法の一部改正（第一条関係）

1 都道府県防災会議の都道府県地域防災計画の作成又は修正に係る内閣総理大臣への協議を報告とすること。

2 内閣総理大臣は、都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、都道府県防災会議に対し必要な助言又は勧告をすることができるとすること。

3 都道府県相互間地域防災計画の作成又は修正について所要の規定の整備を行うこと。

二 中心市街地の活性化に関する法律の一部改正（第二条関係）

基本計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

三 内閣府設置法の一部改正（第三条関係）

1 内閣府の所掌事務として、次のイ及びロを規定するものとする。 （内閣府設置法（以下三にお

いて「法」という。）（第四条関係）

イ 地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどること。

ロ 地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務をつかさどること。

2 内閣府に、重要政策に関する会議として、地域主権戦略会議（以下「会議」という。）を置くものとする。 （法第十八条関係）

3 会議の所掌事務等（法第二十五条の二関係）

イ 会議は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(イ) 内閣総理大臣の諮問に応じて、地域主権改革に関する基本的な方針その他の地域主権改革に関する重要事項について調査審議すること。

(ロ) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、地域主権改革に関連する重要事項であつて地方公共団体の権限又は財政に著しい影響を及ぼすものについて調査審議すること。

(ハ) (イ)及び(ロ)に規定する重要事項に関し、それぞれ(イ)又は(ロ)に規定する大臣に意見を述べること。
(ニ) (イ)及び(ロ)に規定する重要事項に関する施策の実施を推進すること。

ロ 地域主権改革担当大臣は、その掌理する事務に係る(イ)に規定する重要事項について、会議に諮問することができるものとする。

ハ 会議は、地域主権改革担当大臣が掌理する事務に係る(イ)に規定する重要事項に関し、地域主権改革担当大臣に意見を述べることができるものとする。

4 会議は、議長及び議員十五人以内をもって組織するものとする。 (法第二十五条の三関係)

5 議長 (法第二十五条の四関係)

イ 議長は、内閣総理大臣をもって充てるものとする。

ロ 議長は、会務を総理するものとする。

6 議員 (法第二十五条の五関係)

イ 議員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。

(イ) 内閣官房長官

(ロ) 地域主権改革担当大臣

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる者のほか、国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(ニ) (ハ)に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(ホ) 地域主権改革に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

ロ 議長は、(イ)から(ハ)までに掲げる議員である国务大臣以外の国务大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができるものとする。

ハ (イ)及び(ホ)に掲げる議員は、非常勤とするものとする。

7 6の(イ)及び(ホ)に掲げる議員の任期は、三年とするものとする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とするものとする。 (法第二十五条の六関係)

8 事務局 (法第二十五条の七関係)

イ 会議に、その事務を処理させるため、事務局を置くものとする。

ロ 事務局に、事務局長その他の職員を置くものとする。

ハ 事務局長は、関係のある国会法第三十九条本文に規定する国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職（内閣総理大臣その他の国务大臣を除く。）を占める者のうちから、内閣総理大臣が指名する者をもって充てるものとする。

ニ 事務局長は、議長の命を受けて、局務を掌理するものとする。

9 資料提出の要求等（法第二十五条の八関係）

イ 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

ロ 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、イに規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。

10 3から9までに定めるもののほか、会議の組織及び運営その他会議に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。（法第二十五条の九関係）

第二 総務省関係（第二章関係）

一 消防組織法の一部改正（第四条関係）

消防の広域化に関する推進計画の策定について努力義務化し、その内容について例示化すること。

二 地方公務員法の一部改正（第五条関係）

人事委員会の職階制に適合する給料表に関する計画の立案に係る規定を削除すること。

三 地方公営企業法の一部改正（第六条関係）

1 利益の処分に伴う減債積立金等の積立義務を廃止し、減債積立金等の用途に係る規定、資本剰余金の源泉別の積立に係る規定及び資本剰余金の使途に係る規定を削除し、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できるとする、並びに議会の議決を経て、資本の額の減少を行うことができるとすること。

2 欠損の処理の規定のうち繰越しに係る政令委任規定を削除すること。

3 企業団の監査委員の定数に係る規定を削除すること。

四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正（第七条関係）

1 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村に対する、総合整備計画の策定の義務付けを「できる」規定化すること。

2 総合整備計画の一部について例示化及び努力義務化すること。

3 総合整備計画のうち例示化及び努力義務化した事項に関する、都道府県知事との協議の義務付けに係る規定を削除すること。

4 総合整備計画に関し、都道府県が協力して講じようとする措置の計画の策定の義務付けを努力義務化すること。

五 石油コンビナート等災害防止法の一部改正（第八条関係）

石油コンビナート等防災計画の一部について例示化及び努力義務化すること。

第三 文部科学省関係（第三章関係）

一 学校教育法の一部改正（第九条関係）

市町村の設置する幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を不要とするとともに、市町村が当該設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に届け出なければならない

ものとする。

二 文化財保護法の一部改正（第十条関係）

地方公共団体が、国の所有に属し、又は国の機関が占有する土地を発掘する際の、関係各省各庁の長その他の国の機関との協議に係る規定を削除すること。

三 へき地教育振興法の一部改正（第十一条関係）

都道府県は、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当について、へき地学校等を文部科学省令で定める基準を参酌して条例で指定するものとともに、へき地手当の月額等について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるものとする。

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（第十二条関係）

市町村の教育委員会が、その所管に属する学校（その職員のうちには県費負担教職員である者を含むものに限る。）について、学校運営協議会を置く学校の指定を行おうとする際の、都道府県教育委員会との協議に係る規定を削除すること。

第四 厚生労働省関係（第四章関係）

一 児童福祉法の一部改正（第十三条関係）

1 指定知的障害児施設等

イ 都道府県は、指定知的障害児施設等に従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定施設支援に従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定知的障害児施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定知的障害児施設等の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ハ) 指定知的障害児施設等の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

2 児童福祉施設

イ 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

(ロ) 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ハ) 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 その他所要の改正を行うこと。

二 医療法の一部改正（第十四条関係）

1 医療計画に定めるものとされている事項のうち、地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項及び医療提供体制の確保に関し必要な事項について

は、医療計画に定めるよう努めるものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

三 老人福祉法の一部改正（第十五条関係）

1 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めるものとする。

2 1の条例を定めるに当たっては、イ、ハに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、ニに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

イ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数

ロ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積

ハ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であつて、入所する老人の適切な処

遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

ニ 養護老人ホームの入所定員

四 職業能力開発促進法の一部改正（第十六条関係）

1 都道府県は、職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるものについては、公共職業能力開発施設以外の施設においても行うことができるものとする。

2 都道府県又は市町村は、厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練を実施するた
め必要があるときは、他の施設により行われる教育訓練を公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみ
なして行うことができるものとする。

五 林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正（第十七条関係）

都道府県知事が、林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定め、又は変更しようとするに際し必
要な農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議を廃止し、都道府県知事は、基本計画を定め、又は変更し
ようとするときは、あらかじめ、林業労働力の確保の促進に関する法律第四条第二項第三号及び第四号
に掲げる事項に係る部分を農林水産大臣及び厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。

六 介護保険法の一部改正（第十八条関係）

1 基準該当居宅サービス

イ 都道府県は、基準該当居宅サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 基準該当居宅サービスの事業に係る居室の床面積

(ハ) 基準該当居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員

2 基準該当介護予防サービス

イ 都道府県は、基準該当介護予防サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する

基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)〜(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

(ハ) 基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員

3 指定居宅サービス

イ 都道府県は、指定居宅サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

(ハ) 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(二) 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

4 指定地域密着型サービス

イ 市町村は、指定地域密着型サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に

従い定めるものとし、(ホ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

(ハ) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(ニ) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ホ) 指定地域密着型サービスの事業(第三号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

5 指定介護老人福祉施設

イ 都道府県は、指定介護福祉施設サービスに従事する従業者等の基準並びに指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に

従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積

(ハ) 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

6 介護老人保健施設

イ 都道府県は、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者等の基準並びに介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)及び(ロ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

(ロ) 介護老人保健施設の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、

適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

7 指定介護療養型医療施設

イ 都道府県は、指定介護療養施設サービスに従事する従業者等の基準並びに指定介護療養施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定介護療養施設サービスに従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積

(ハ) 指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であつて、入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

8 指定介護予防サービス

イ 都道府県は、指定介護予防サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)〜(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定介護予防サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

(ハ) 指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(二) 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

9 指定地域密着型介護予防サービス

イ 市町村は、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関

する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ホ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

(ハ) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(ニ) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ホ) 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

10 その他所要の改正を行うこと。

七 障害者自立支援法の一部改正（第十九条関係）

1 基準該当障害福祉サービス

イ 都道府県は、基準該当障害福祉サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

(ロ) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

(ハ) 基準該当障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(二) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る利用定員

2 指定障害福祉サービス

イ 都道府県は、指定障害福祉サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

(ハ) 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であつて、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員

3 指定障害者支援施設等

イ 都道府県は、指定障害者支援施設等に従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準

を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 施設障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定障害者支援施設等に係る居室の床面積

(ハ) 指定障害者支援施設等の運営に関する事項であつて、障害者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホーム

イ 都道府県は、障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ) (ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 障害福祉サービス事業に従事する従業者及びその員数並びに地域活動支援センター及び福祉ホームに配置する従業者及びその員数

(ロ) 障害福祉サービス事業に係る居室及び病室の床面積並びに福祉ホームに係る居室の床面積

(ハ) 障害福祉サービス事業の運営に関する事項であつて、障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの運営に関する事項であつて、障害者等の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームに係る利用定員

5 障害者支援施設

イ 都道府県は、障害者支援施設の設備及び運営について、条例で基準を定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 障害者支援施設に配置する従業者及びその員数

(ロ) 障害者支援施設に係る居室の床面積

(ハ) 障害者支援施設の運営に関する事項であつて、障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 障害者支援施設に係る利用定員

6 その他所要の改正を行うこと。

八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（第二十条関係

1 幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）の設置者は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る認可その他の処分をする権限に係る事務を都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合等にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。）の認定を受けることができること。その際、条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基

準を参酌して定めるものとする事。

イ 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育に欠ける子どもに対する保育を行うこと。

ロ 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育に欠ける子どもに対する保育を行うほか、保育に欠ける子ども以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

ハ 子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等（以下「幼保連携施設」という。）の設置者は、その設置する幼保連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができること。その際、条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大

臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。

イ 次のいずれかに該当する施設であること。

(イ) 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(ロ) 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

ロ 子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

3 認定こども園である旨の表示に係る規定を削除すること。

4 その他所要の改正を行うこと。

第五 農林水産省関係（第五章関係）

一 農業改良助長法の一部改正（第二十一条関係）

都道府県が協同農業普及事業の実施に関する方針を定め、又は変更するに際し必要な農林水産大臣へ

の協議を廃止すること。

二 森林病虫害等防除法の一部改正（第二十二條關係）

1 都道府県知事が都道府県防除実施基準を定め、又は変更するに際し必要な農林水産大臣への協議を廃止し、都道府県知事は、同基準を策定し、又は変更したときは農林水産大臣に報告するものとする
こと。

2 都道府県知事が高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又は変更するに際し必要な農林水産大臣への同意を要する協議を廃止し、都道府県知事が当該区域を指定し、又は変更したときは農林水産大臣に報告するものとする。ただし、特定原因病虫害により都道府県の区域内に発生している被害が当該都道府県の区域を越えて拡大するおそれがある場合として農林水産省令で定める場合には、同意を要する協議を要するものとする。

三 漁港漁場整備法の一部改正（第二十三條關係）

市町村長又は都道府県知事が漁港の区域を指定し、又は変更するに際し必要な農林水産大臣の認可を廃止し、市町村長又は都道府県知事は、漁港の区域を指定し、又は変更したときは農林水産大臣に報告

するものとする。

四 農山漁村電気導入促進法の一部改正（第二十四条関係）

都道府県知事による電気導入計画の策定義務を廃止し、都道府県知事が同計画を策定することができるものとする。

五 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正（第二十五条関係）

1 都道府県知事が農業振興地域整備基本方針のうち農業生産の基盤の整備及び開発等に関する基本的な事項を定めるに際し必要な農林水産大臣への協議を廃止すること。

2 市町村が農業振興地域整備計画のうち農業生産の基盤の整備及び開発等に関する事項を定めるに際し必要な都道府県知事への協議を廃止すること。

第六 経済産業省関係（第六章関係）

一 小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改正（第二十六条関係）

小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行おうとする都道府県による事業計画の作成等に係る規定を削除すること。

二 中小企業団体の組織に関する法律の一部改正（第二十七条関係）

主務大臣による協業組合の認可、命令等に係る経済産業大臣への通知及び主務大臣による商工組合等の認可、命令等に係る経済産業大臣への協議に係る規定を削除すること。

三 中小企業支援法の一部改正（第二十八条関係）

都道府県知事による中小企業支援事業の実施に関する計画の作成を努力義務とするとともに、経済産業大臣が中小企業支援事業の実施に関する計画を定めるに当たっては、都道府県知事の意見を求めるものとする。

四 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正（第二十九条関係）

1 都道府県知事による地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想の作成及びその主務大臣の認定等に係る規定を削除すること。

2 都道府県知事は、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針に基づいて、地域産業資源の内容を定めることができることとし、これを定めたときは遅滞なく公表するとともに主務大臣へ通知するものとする。

3 主務大臣は、地域産業資源活用事業計画が2の地域産業資源を活用して行われるものであること等に適合すると認めるときは、その認定をするとともに、当該認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 主務大臣に係る規定の整備をすること。

五 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正（第三十条
関係）

地方公共団体による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に定める事項のうち、産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項、市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項並びにその他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項に係る規定を削除すること。

第七 国土交通省関係（第七章関係）

一 港湾法の一部改正（第三十一条関係）

1 港湾区域に係る国土交通大臣又は都道府県知事の認可は、重要港湾及び避難港に係るものについては国土交通大臣又は都道府県知事への同意を要する協議とし、避難港以外の地方港湾に係るものについては国土交通大臣又は都道府県知事への届出とともに、所要の事後的是正措置を設けること。

2 国有財産である港湾施設又は工事の費用を国が負担し若しくは補助した港湾施設を含まない特定埠頭の運営の事業の認定に係る国土交通大臣の同意は、国土交通大臣への通知とすること。

二 公営住宅法の一部改正（第三十二条関係）

1 公営住宅及び共同施設の整備基準を、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定めるものとする事。

2 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならぬものとする事。

イ その者の収入がイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める金額を超えない事。

(イ) 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定

を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額

以下で事業主体が条例で定める金額

- (ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、(イ)の政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額
- ロ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

三 道路法の一部改正（第三十三条関係）

- 1 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準のうち、政令で定めるもののほかは、政令で定める基準を参酌して、都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定めるものとする。

- 2 都道府県道及び市町村道の道路管理者が設ける道路標識の様式に係る基準のうち、内閣府令・国土交通省令で定めるもののほかは、内閣府令・国土交通省令で定める基準を参酌して、都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定めるものとする。

- 3 都道府県知事の都道府県道の路線の認定、変更又は廃止に係る国土交通大臣への協議に係る規定を削除すること。

四 海岸法の一部改正（第三十四条関係）

海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の施行に係る主務大臣の承認を、主務大臣への同意を要する協議とすること。

五 下水道法の一部改正（第三十五条関係）

1 二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

2 公共下水道及び流域下水道を設置する場合の事業計画の策定又は変更に係る国土交通大臣又は都道府県知事の認可を廃止し、都道府県知事又は国土交通大臣への同意を要しない協議が必要とすること。ただし、都道府県が流域別下水道整備総合計画が定められている地域において公共下水道又は流域下水道を設置する場合の事業計画の策定又は変更については協議を必要とせず、国土交通大臣への届出を要するものとし、当該届出を受けた国土交通大臣は当該届出の内容を環境大臣に通知するものとする。

3 事業計画の認可の基準に係る規定を、事業計画の要件に係る規定に改めること。

六 河川法の一部改正（第三十六条関係）

準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を、政令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとする。

七 都市計画法の一部改正（第三十七条関係）

1 都道府県が大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画を決定するに際し必要な国土交通大臣の同意を要する協議を不要とすること。

2 市が都市計画を決定するに際し必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

八 国土利用計画法の一部改正（第三十八条関係）

土地利用基本計画の策定に係る国土交通大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

第八 環境省関係（第八章関係）

一 大気汚染防止法の一部改正（第三十九条関係）

大気汚染防止法第五条の三第一項の指定ばい煙総量削減計画を都道府県知事が策定する場合における

環境大臣の同意を不要等とするものとする。

二 自然環境保全法の一部改正（第四十条関係）

自然環境保全法第四十九条第一項の都道府県自然環境保全地域の特別地区を都道府県知事が指定又は拡張する場合における環境大臣の協議を不要とするものとする。

三 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正（第四十一条関係）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七条第一項の窒素酸化物総量削減計画（及び第九条第一項の粒子状物質総量削減計画）を都道府県知事が策定する場合における環境大臣の同意を不要等とするものとする。

四 ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正（第四十二条関係）

ダイオキシン類対策特別措置法第十一条第一項の総量削減計画を都道府県知事が策定する場合における環境大臣の同意を不要等とするものとする。

第九 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、公布の日から施行するものとする。

1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正等 公布の日から起算して三月を経過した日から施行

2 地方公営企業法の一部改正等 平成二十三年四月一日から施行

3 内閣府設置法の一部改正等 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

4 中心市街地の活性化に関する法律の一部改正 公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日の翌日のいずれか遅い日から

施行

二 所要の経過措置を規定すること。

三 所要の規定の整備を行うこと。

四 政府は、第一の三の規定の施行後三年以内に、地域主権改革の進捗状況その他経済社会情勢等を勘案し、地域主権改革を更に進める観点から、地域主権戦略会議の所掌事務等について検討を加え、その結

果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五 政府は、第四の一等による改正後の児童福祉法第二十四条の十二等の規定の施行の状況等を勘案し、

これらの規定に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会第1回報告 ポイント

経緯

- 平成21年8月15日 国立児童自立支援施設きぬ川学院の1人の職員(職員A)が入所児童の1人(入所児童B)に対し、殴る蹴るなどの暴力行為を行う事案が発生。
- 平成21年11月12日 職員A、学院院長等を処分し、報道発表。
同月 学院における再発防止のための改善策を含め、国立児童自立支援施設の入所児童の権利擁護の向上、適切な処遇支援を行うため、専門委員会を設置。
- 平成21年12月22日 第1回委員会を開催。計8回開催、現地調査を3回実施。
- 平成22年4月2日 第1回報告をとりまとめ、公表。

子どもの処遇の観点からの8月15日事案の総括

- ・職員Aは入所児童Bとの関係がうまく築けていないなどの課題があったが、寮で起こった問題については自分で解決すべきと考え、自分だけで問題を抱え込み、暴力行為に至っている。
- ・施設全体としても、寮担当職員に対しきめ細かく指導・支援できる体制、管理職等が問題を速やかに把握しスーパーバイズできる体制が整備されていなかった。
- ・職員Aは、日課や作業を決めた通りに遂行させることに支援の重きを置いており、個々の子どもの状態に適した処遇が実施できておらず、集団での行動が苦手な子どもとの間でのトラブルとなっていた。
- ・施設全体としても、職員が処遇技術の向上を図るための効果的な研修が行われていなかった。

全体的な見直しの方向性

- 処遇の理念～ひとりひとりの子どものために～
「集団として子どもが何事も問題を起こさず日課をこなせること」が至上命題となっているが、本来、支援の目標は、「子どもの抱える課題が改善されていくこと」。「支援の目標がどこにあるのか」、「子どもの最善の利益は何か」という基本に立ち返って処遇の理念を再確認し、掘り下げ、定着する努力が必要。
- 子どもの状態に応じたケア
虐待を受けた子どもや発達障害のある子どもなど、特に個別の対応が求められる子どもの入所が増えている中、子どもの状態を的確に把握し、把握した内容をケアに反映させることが必要。
- 寮運営を「開く」こと
「寮のことは寮の責任で」という「閉鎖的な組織風土」が、子どもたちを施設全体で処遇していくというアプローチをとりにくくしている。各寮の運営を「開く」こと、寮担当職員以外の職員が寮を支援・スーパーバイズし、情報共有することが必要。

ただちに取り組むべき事項

○ 処遇の理念の検証と研修の実施

- ・きぬ川学院の処遇検討委員会において、支援の目標や子どもの最善の利益は何かという処遇の理念についての議論を進める。武蔵野学院との合同会議でも議論を実施。
- ・職員の資質向上を図るため、子どもの状態を的確に評価し、評価に基づく適切な支援につなげる手法等の実践的な研修を定期的に実施。そのための具体的な研修計画を策定。

○ ケースカンファレンスの見直し

- ・ケースカンファレンスの位置づけの見直しと強化(定期開催と臨時機動的な開催、検討内容の充実等)を実施。

○ 外部によるモニタリングの強化

- ・本委員会が定期的に報告を聴取し、きぬ川学院の運営状況に関する助言を行うなど第三者によるモニタリングを強化。

○ 医療チーム体制の整備

- ・武蔵野学院とも連携し、医師・看護師・心理士により構成される医療チームによる支援体制を整備。

個別の課題と論点

(1) 子どもの処遇をめぐる問題

① 処遇の基本的な枠組み

- ・寮の運営の閉鎖性を解消するため、さまざまな職員が寮舎間で行き来する仕組みづくり。
- ・入所時のアセスメントの方法、子どもの適性を踏まえた入寮や転寮に関する考え方等について、検討、実施。

② 処遇内容・処遇技術

- ・自立支援計画の内容を充実し、策定・見直しのプロセスを強化。
- ・虐待を受けた子どもや発達障害のある子に対する支援方法等の研修を実施。
- ・管理的な方法によらず子どもとの信頼関係を築く手法等について武蔵野学院との合同会議で検討。

③ 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

- ・きぬ川学院全体の子ども会の設置や寮横断的な部活動・サークル活動の充実等について検討。

(2) 組織・職員間の関係をめぐる問題

- ・地方自治体の施設など国立以外の施設とも積極的に人事交流を行うことを検討。
- ・日々の寮の状況を共有化するためのシステムを策定し、管理職を含め、適切な情報共有を図る仕組み等について検討。

(3) 外部との関係

- ・児童相談所との関係強化について検討。
- ・他の児童自立支援施設の職員の訪問や地域住民の訪問を定期的に受け入れる機会づくり。

社会保障審議会児童部会国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会の設置について

1 設置の趣旨

国立児童自立支援施設（以下「施設」という。）における被措置児童等虐待などの人権侵害等に関する調査・分析し、適切な処遇支援に関する検討を行うとともに、入所児童の権利擁護の向上を図るため、社会保障審議会児童部会の下に「国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。

3 検討事項

- (1) 専門委員会における検討事項は以下のとおりとする。
 - ・施設における被措置児童等虐待等の人権侵害事案に関する調査・分析、対応策に関すること
 - ・施設における入所児童の権利擁護の向上に関すること
 - ・その他施設入所児童の適切な処遇支援の実施に関すること
- (2) 専門委員会は、特に必要があると認めるときは、施設に立ち入り、関係者に対する質問又は関係書類の閲覧等により調査を行うことができる。

4 守秘義務

委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員会の庶務

専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において処理する。

氏名	所属
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
小木曾 宏	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科准教授
関根 和夫 (委員長)	こどもの心のケアハウス嵐山学園施設長
星野 崇啓	埼玉県立小児医療センター 精神科医
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
横堀 昌子	青山学院女子短期大学子ども学科准教授

児童自立支援施設とは

参考

○ 児童自立支援施設※は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童等を入所させ、支援する施設

※ 児童自立支援施設は、児童福祉法の改正により平成10年4月より「教護院」から「児童自立支援施設」となっている。

○ 児童福祉法

第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

○ 施設数 58か所 (公立 56か所(国立2カ所含む。) 私立 2か所)

○ 入所児童数 1,808人 職員総数 1,825人

(「社会福祉施設等調査報告」平成20年度)

きぬ川学院の概況

○ 国立児童自立支援施設は2カ所あり、1カ所は男子(武蔵野学院)、1カ所は女子(きぬ川学院)となっている。

○ きぬ川学院には、平成22年4月現在28人の女子児童が入所。

○ 設置年月日 昭和36年4月26日

○ 所在地 栃木県さくら市押上288番地

処遇体制

○ 「普通寮」が5つ、「観察寮」、「自活寮」、「交替寮」がそれぞれ1つずつある。

○ 入所児童は通常、「小舎夫婦制」の「普通寮」で夫婦である職員と子どもたちが生活を共にしながら生活を送る。

※ 「小舎夫婦制」…夫婦である職員と子どもが一緒に寮舎に住み込み、生活を共にしながら支援するという形態。

教護院のころから採られている伝統的な処遇形態。

※ 普通寮を担当する職員が休みのときには、交替寮の職員が子どもと生活を送る。

○ 虐待等により他者との関係がうまく築けず、集団指導が困難な子ども等を一時的に離して個別対応が必要な場合や退所間近な児童等が退所後の生活に備える場合等には、観察寮や自活寮などで個別処遇を行う。

国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会第1回報告

平成22年4月2日

I はじめに

- 平成21年8月15日、きぬ川学院の1人の職員（運用中の5つの寮舎のうちの1つの寮の寮長。以下「職員A」という。）が入所児童の1人（以下「入所児童B」という。）に対し、殴る蹴るなどの暴力行為を行う事案（以下「8月15日の事案」という。）が発生した。
- 8月18日、きぬ川学院から厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課に対し、事案についての報告があった。8月21日以降11月にかけて、同課によりきぬ川学院での現地調査等が実施され、厚生労働省は、11月12日に、職員Aについて停職3月、院長ほか2名について訓告等の処分を行い、報道発表を行った。
なお、職員Aについては、同日、入所児童Bに対する暴力行為について栃木県警さくら署へ自ら申し出た。
- 厚生労働省は、この事案を踏まえ、平成21年11月に有識者による本委員会（国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会）を社会保障審議会児童部会の下に設置し、12月22日に第1回委員会が開催された。
- 本委員会は、きぬ川学院における今回の被措置児童等虐待事案への対応のみならず、
 - ・国立児童自立支援施設（男子が入所する施設である武蔵野学院、女子が入所する施設であるきぬ川学院）における被措置児童等虐待などの人権侵害事案に関する調査・分析、対応策に関すること
 - ・入所児童の権利擁護の向上に関すること
 - ・入所児童の適切な処遇支援の実施に関することを検討するために設置されたところであるが、これまでの3か月間は、きぬ川学院における処遇の在り方の見直しを中心に議論を進めてきた。本報告書は、この間の委員会の議論について、一定のとりまとめを行ったものである。

II 第1回報告のとりまとめに当たって

（委員会の基本的スタンス等）

- 被措置児童等虐待事案の改善策を考えるに当たっては、発生した事案を検証するだけでは不十分である。事案の発生に至るまで、また現状における子どもに対する一連の処遇の内容、施設全体の運営方針、理念、組織体制、現場の職員の抱える課題など、全体にわたる検証を徹底的に実施し、根本的な原因と背景を見極めることが必要である。
- このため、本委員会は、これまでに8回の委員会と3回の現地調査を実施し、今回の事案の状況を把握するとともに、このような事案が発生した背景にある子どもの処遇に対するきぬ川学院の考え方や組織体制の在り方等について調査・検証を行った。8月15日の事案の当時に厚生労働省が実施した調査内容の確認はもちろんのこと、8回の委員会のうち、6回は、学院の幹部職員からヒアリングを行いながら委員の意見を直接に幹部職員に伝え、学院の処遇の課題と改善策を専門的見地から討議した。さらに、現地調査では、5つの普通寮の寮長をはじめとする多数の職員からの意見の聴取を行い、現場の様々な課題を把握した。

- 本報告は、きぬ川学院、厚生労働省、武蔵野学院などの関係者が協力してきぬ川学院の処遇を立て直していくための道標とするべくまとめたものであるが、被措置児童等虐待が起こった施設の処遇の全体を立て直すことは、一朝一夕に実現できるものではない。継続的に、地道な積み重ねによって進める必要がある。
- 本委員会は、今後、継続的に、2つの国立児童自立支援施設の処遇の検証・検討を実施し、今回のような事案の再発防止、入所児童の権利擁護の向上、適切な処遇支援に係る事項の審議を続けることとする。

(改善策の実践)

- 本委員会の現地調査では、子どもたちと向き合いながら日々支援を行っている施設の職員から様々な意見を聴取した。
- 本報告書に記載した対応策がきぬ川学院における子どものケアの改善へ実際に活かされるためには、第一に現場の管理職・職員のひとりひとりが、学院の問題点や改善策について、本質から理解し、共通理解を持って取り組む姿勢が必要である。
- 特に、学院の管理職においては、被措置児童等虐待の発生は施設の組織全体の問題であることを十分に認識することが必要である。二度と問題を起こさないようにするために、険しい道なりであっても施設全体の立て直しをやりとげ、国民の信頼を回復するという固い決意を職員に対して明確にし、職員とともに考え、議論を重ねながら進めることが必要である。立て直しの遅れは子どもの最善の利益の観点から許されないこと、改革の中で生じる職員の負担等についても、組織としてきめ細かくくみ上げる配慮が欠かせないことなど、管理職の責任は極めて大きい。
- また、厚生労働省は、きぬ川学院が社会的養護施設の中でも特別な役割を担う施設であることを再認識し、今後の改善を現場だけの問題とせず、監督官庁としての関わりを強め、さらに、我が国の社会的養護施策を推進する立場からも、学院に対する継続的な支援とモニタリングを充実させていくことが必要である。
- 本委員会としても、きぬ川学院に入所している子どもひとりひとりが適切に支援を受け、子どもたちが施設で安心した生活を送ることができ、職員による自立に向けた効果的な処遇と子どもの権利擁護が図られるよう、学院と厚生労働省の取組に対する継続的な助言と支援を行い、また、定期的な検証を担う第三者機関としての役割を果たしてまいりたい。
- 最後に、もう一つの国立児童自立支援施設である武蔵野学院においても、本報告書に記載した課題や対応を自らの問題としてとらえ、子どもの最善の利益の推進に取り組んでいただきたい。

Ⅲ 8月15日の事案について

- 8月15日の事案については、昨年11月12日に厚生労働省が調査結果を公表しているが、子どもの処遇に関する専門的見地も加えて総括すれば、以下のとおりである。
 - ・平成21年8月15日、入所児童Bが指示に従わなかったため、職員Aが顔や上半身を蹴る、児童の髪を持って引きずり地面に顔を押しつける、膝蹴りをして鼻から出血させるなどの暴力行為を行った。
 - ・職員Aについては、入所児童Bとの関係がうまく築けていないなどの課題を抱えていたが、自分の担当している寮で起こった問題については、自分で解決すべきと考え

ていたため、他の職員から支援を受けることについて抵抗感が強く、自分だけで問題を抱え込み、暴力行為に至っている。

- ・職員A自身が管理職や他の職員に対し、支援の必要性を発信する意識が弱かったことに加え、施設全体としても寮長・副寮長に対し、普段からきめ細かく指導・支援できる体制が組まれておらず、また、寮内で職員が問題を抱えたとしても、問題が起こったことを管理職等が速やかに把握し、スーパーバイズを行うための体制が整備されていなかった。職員A自身のみならず、管理職も含め、施設全体で子どもに支援を行っていくという視点が乏しかったと言える。
 - ・また、職員Aは、個々の子どもの状態を的確に把握することができず、また、子どもの状態に応じた処遇技術も未熟であったことが伺える。具体的には、集団の中で決まったことをこなすことが苦手な子どもや個別的な対応が必要な子どもに対する処遇についてのケア技術や認識が乏しく、日課や作業を決めた通りに遂行させることに重きを置いていたため、個々の子どもの状態に適した処遇が実施できておらず、集団での行動が苦手な子どもとの間でのトラブルとなっていた。さらに、施設全体としても、職員が処遇技術の向上を図るための効果的な研修が行われていなかった。
- 職員Aが行った暴力行為はあってはならないことであると同時に、この事案については、職員Aの問題のみならず、きぬ川学院全体の問題と重なる問題が現れており、以下に記載する通り、施設全体の子どもの処遇の方向性と内容の見直しが必要であると言える。

IV きぬ川学院の処遇における課題・問題点の整理と対応

1 全体的な見直しの方向性とただちに実施する事項

(1) 課題と見直しの方向性

① 処遇の理念～ひとりひとりの子どものために～

- きぬ川学院では、子どもの基本的な生活の安定を図る観点から、子どもが集団の中で一定の決まった日課に従うことを求めている。こうした方法は、他の児童自立支援施設においても広く行われているところであるが、きぬ川学院の場合、各寮の間で程度の違い等はあるものの、一定規模の「集団」の中で「決まった日課」、特に、作業等の課題を子どもたちに遂行させることに過度の重きが置かれている。さらに、今般の事案が起こった後に見直されているが、日課や作業がこなせない場合などにペナルティーを課すこともあった。また、日課の内容についても、従来からの「伝統」に基づくものが多く、昨今の子どもたちが育ってきた状況や時代の変化に応じたものとは言い難い。

職員へのヒアリングにおいても、子どもの集団を指導して日課を整然とこなすことが、寮の評価につながり、いくつかの行事の持ち方においても寮長間の競争にもなってきたという認識が、複数の職員から示された。こうした競争的な状況が寮長や副寮長のストレスとなり、ひいては子どもたちを巻き込み、日課第一主義ともいえるべき状態に陥っていたものと考えられる。

- このように、「集団として子どもが何事も問題を起こさず日課をこなせること」が至上命題とされていたように思われるが、本来、支援の目標は、「子どもの抱える課題が改善されていくこと」である。子どもたちが集団の中で安定した生活を送ることは重要であるが、集団の中で日課を着実にこなすことは、あくまでも目

標に向けた手段の一つに過ぎない。きぬ川学院に入所する子どもは被虐待等の家庭環境の問題や、発達障害等様々な問題を抱えている。身近な大人との基本的信頼関係すら十分築かれていないことが多い子どもたちが職員に対する基本的信頼感を持てるようになり、安心して自らの問題を出することが可能になってはじめて、子どもたちは自らの課題に直面することが可能となる。子どもたちがきぬ川学院に入所している間に課題を乗り越える体験をできるようにすることが、家庭復帰や自立を支援することに他ならないと考える。したがって、集団処遇を否定するものではないが、同時に、子どもたちひとりひとりの課題を十分に意識し、ひとりひとりの子どもと十分な関わりを持つ処遇が求められる。

- 本委員会の見解を踏まえ、「きぬ川学院における支援の目標がどこにあるのか」、「子どもにとっての最善の利益は何か」、という基本に立ち返って処遇の理念を再確認し、組織として、継続的に確認し、掘り下げ、定着させる努力が必要である。

② 子どもの状態に応じたケア

- 虐待を受けた子どもや発達障害のある子どもなど、特に個別の対応が求められる子どもの入所が増えている中、子どもの状態を的確に把握し、把握した内容をケアに反映させることが求められる。前述のとおり、集団処遇はケアの方法としてきぬ川学院で受け継がれているようであるが、集団処遇に過度にこだわることは適当ではなく、子どもの最善の利益の観点から、日課の内容を個別の子どもの特性や状態を踏まえて調整するなど柔軟な対応が必要である（すでに、きぬ川学院の一部の寮では行われている）。また、いったん子どもが特定の寮に帰属すると転寮することはほとんどないようであるが、この点も柔軟に考えるべきであり、ひとりひとりの子どもの特性を踏まえ集団の構成を組み替えるなどの対応が求められる。また、入所時のアセスメント、医療や心理の専門職の活用など関連して検討を要する課題は多い。

③ 寮運営を「開く」こと

- きぬ川学院の普通寮は小舎夫婦制¹により運営されているが、各寮間の職員の交流や情報交換、管理職などの行き来などが乏しい。「寮のことは寮の責任で」という考えが強く、このような「閉鎖的な組織風土」が子どもたちを施設全体で処遇していくというアプローチをとりにくくしている。処遇が難しい子どもを寮が抱え込んでしまった場合には、職員の負担も高まり、限界を超えれば子どもへの処遇に重大な支障が生じることになる。
- このため、各寮の運営を「開く」ことが求められる。具体的には、寮長・副寮長以外の職員が日常的に各寮に出入りするようすること、寮長・副寮長以外の職員が各寮を支援したり、処遇についてスーパーバイズすること、施設全体が各寮の状況を適時かつ的確に把握できるよう情報を共有することなどが求められる。

¹ 小舎夫婦制・・・夫婦である職員と子どもが一緒の寮舎に住み込み、生活を共にしながら支援するという形態。教護院のころから採られている伝統的な処遇形態。きぬ川学院の場合、小舎夫婦制の普通寮が5寮運用されている。

きぬ川学院の子どもたちに対し直接対応するのが寮であるとしても、寮の子である以前にきぬ川学院の子であることを再確認するとともに、実質的にもきぬ川学院全体で責任を持って処遇する態勢を整備すべきである。また、各寮の状況の開示が当たり前に行えることは、寮長・副寮長が安心感を持って職務を遂行できることにもつながる。

(2) ただちに取り組むべき事項

- (1) で述べた「処遇の理念」、「子どもの状態に応じたケア」、「寮運営を開くこと」の実現に向けては、後述「2. 個別の課題と論点」にもあるように数多くの取組が必要と考えるが、現在も28人(22年4月現在)の子どもが生活している学院の建て直しについて、関係者は速やかに着手すべきである。特に以下の4項目については、直ちに取り組むことを求めたい。

① 処遇の理念の検証と研修の実施

きぬ川学院に設置している、子どもに対する学院全体の処遇体制の見直しを行うための会議(以下「処遇検討委員会」という。)において、支援の目標や子どもに対する最善の利益は何かという処遇の理念についての議論を進める。さらに、武蔵野学院ときぬ川学院が合同で会議(以下「両院検討会議」という。)を設置し、国立児童自立支援施設全体の課題として議論を行う。

こうした議論を通じて確認し、掘り下げた支援の目標、処遇の理念を職員ひとりひとりが内面化でき、子どもを支援する際の基本姿勢として身につけることができるよう、処遇検討委員会の内容の充実(メンバー構成の見直し、職員研修との関連づけ等)等を図る。

また、職員の資質向上を図るため、子どもの状態を的確に評価(アセスメント)し、評価に基づく適切な支援につなげる手法等の実践的な研修(虐待を受けた子どもや発達障害のある子どもなどの特性を踏まえた適切な支援方法、ケースカンファレンスの持ち方、ファミリーソーシャルワークの手法、子どもがパニックになる等によって暴れた場合の適切な対応方法等)を定期的実施する。このため、武蔵野学院、厚生労働省とも連携して具体的な研修計画を速やかに策定し、研修を開始する。

② ケースカンファレンスの見直し

各寮における子どもひとりひとりに対する支援の取組や課題についての情報を、管理職、④に記載する医療チーム、他の寮の職員が共有し、きぬ川学院全体で子どもの支援に当たっていくため、ケースカンファレンスの位置づけ(自立支援計画との関係を含む。)の見直しと強化(定期開催と臨時機動的な開催、検討内容の充実等)を実施する。重要な課題に関しては、他の寮のケースであっても、寮長、副寮長、医療・心理の専門職、管理職が、それぞれの立場から、具体的な対応策の提案やアドバイスを行う。このため、管理職や他の寮の職員による支援体制、具体的な対応、きぬ川学院全体による支援方針などを確認し、ルールとして明確化する。

③ 外部によるモニタリングの強化

本委員会を定期的開催し、きぬ川学院の運営状況等についての報告を厚生労

働省等から受けて必要な助言や検証を行うほか、処遇検討委員会への本委員会委員の参加を開始するなど、第三者によるモニタリングを強化する。

④ 医療チーム体制の整備

武蔵野学院とも連携し、医師・看護師・心理士により構成される医療チームによる支援体制を整備し、医療チームとしての機能を発揮して、ケースカンファレンスや各寮の日々のケアへの関与を強化し、各寮との情報の共有やスーパーバイズを行う。

2 個別の課題と論点

(1) 子どもの処遇をめぐる問題

① 処遇の基本的な枠組み

【課題】

- 新しく入所する子どもを施設として受け入れる段階、受け入れた後の支援の段階、退所後のフォローの段階のすべてを通じて、ひとりひとりの子どもとの信頼関係を築き、ひとりひとりの子どもが抱える課題や適性を踏まえて、施設全体で対応とすることが必要である。
- 「小舎夫婦制」にはもちろん良い面も多い。しかしながらそれぞれの普通寮の運営が閉鎖的になりやすいという良くない面もあり、それがきぬ川学院で問題化していることは、前述のとおりである。子どもをどの寮に入れるかについて施設として適切に判断することが重要であり、寮に入った後も常に施設として子どもを見守り、必要があれば寮に対して適時適切に介入・支援することが必要である。
- そもそも1普通寮当たりの子どもの人数が多すぎても少なすぎても適切なケアは行えない。この点を検証することが、きぬ川学院の子どもの処遇を再構築する上で極めて重要である。
- 現在、きぬ川学院では、専門職、特に医療職による各寮の支援の体制が十分なものとなっていない。前述のように、医療チームによる対応など、早急な取組が求められる。

【提言】

- ひとりひとりの子どもが抱える課題や適性を踏まえ、必要な場合には子どもの状態等に応じた個別的な対応を行うなど、各寮舎において適切な処遇を実施していくという観点からは、1普通寮当たりの子どもの人数は6～8人が望ましく、10名を超えない人数に見直す。
- ケースカンファレンスの見直し（再掲）
- 武蔵野学院とも連携し、医師・看護師・心理士により構成される医療チームによる支援体制を整備し、医療チームとしての機能を発揮して、ケースカンファレンスや各寮の日々のケアへの関与を強化し、各寮との情報の共有やスーパーバイズを行う。（再掲）
- 寮の運営の閉鎖性を解消するため、管理職や寮長・副寮長以外の職員が定期的に訪れ、寮で子どもと食事を共にするなど普通寮間で行き来が可能となる仕組みを作

る。

- 以下の事項について、きぬ川学院の処遇検討委員会で検討し、可能な取組から速やかに実施する。
 - ・都道府県からの子どもの受け入れについての考え方の整理（きぬ川学院の役割、都道府県や児童相談所との連携等）
 - ・観察寮²の活用など入所時のアセスメント方法の見直し
 - ・子どもの適性を踏まえた入寮の決定や転寮についての考え方の整理

② 処遇内容・処遇技術

【課題】

- 入所児童ひとりひとりの自立支援計画³は、施設が組織ぐるみで、また、児童相談所など他の機関とも連携して子どもの支援を実施し、状況の進捗や変化に応じて支援内容を見直していくための基幹的なツールである。現在のきぬ川学院の自立支援計画の内容は、心理所見や教育的所見、子ども相互間の関係性に関する評価をもっと充実する必要がある。
- 観察寮のうち個別処遇室を適切に利用することは、普通寮における子どもの処遇を施設全体として支援する上で必要かつ効果的であるが、きぬ川学院では「観察寮を利用することは、普通寮の処遇としては失敗である」との考えが職員の間には存在しているように思われる。子どもの行動の制限を伴う観察寮の強制措置室が安易に利用されることはあってはならないが、より個別的な処遇が必要な子ども、集団処遇という方法では処遇が難しい子どもが増えていることを踏まえ、処遇の推進、子どもの権利擁護の観点から、観察寮の個別処遇室の利用方法に関する検証・見直しが、また、普通寮における子どもに対する個別的な対応のための技量の向上が必要である。なお、観察寮を利用する場合、普通寮の処遇との連携、連続性の観点は不可欠である。
- きぬ川学院の子どもの退所先は、54%が家庭復帰となっている（平成19年度から21年度の平均）。学院は、全国の都道府県（児童相談所）から子どもを受け入れており、家庭復帰・ファミリーソーシャルワークについては都道府県の施設と異なる取組、スキル、ノウハウが必要になるが、現状では、入所期間がほぼ一定（約1年7カ月）という運用がされており、子どもの状態や改善状況及び家庭の状況を考慮した入所期間の設定や調整が不十分であることや、児童相談所や地域との必要な連携やアウトリーチが十分行われていると言えず、ファミリーソーシャルワークに関する取組は低調である。組織としてファミリーソーシャルワークの充実を図る

²観察寮・・・虐待等により他者との関係がうまく築けず、集団指導が困難な子ども等を一時的に離して個別対応が必要な場合に観察寮を利用することが多い。観察寮には、個別処遇室と強制措置室があり、強制措置室（施設が可能な部屋）は児童福祉法第27条の3の規定に基づき家庭裁判所の審判により一時的に行動を制限できる措置（強制措置）の決定を受けた子どもについて、子どもの処遇上必要な場合に限り利用する。

³自立支援計画・・・子どもに対する支援の基本となる計画。子どものアセスメントに基づき子どもを支援する計画を立て、これを踏まえ実際に支援を行い、さらにその後の状況を踏まえ、支援目標の更新・評価を記載する。

ことが必要である。

- 家庭の中でも生活上の「ルール」はあり、ともに生活を送る上で互いに守らなければ生活ができないような、基本的な「ルール」は必要である。特に、児童自立支援施設の処遇において、子どもたちの生活上の「ルール」を設定することそのものが必ずしも不適切というものではない。しかしながら、「ルール」をペナルティーによって厳格に守らせようとする、ペナルティーがエスカレートし、虐待に行き着くおそれが生じる。ルールは、本来、信頼関係のなかで守らせるように仕向けることが重要である。また、「ルール」の内容も問われよう。

子どもの安全を守るための「ルール」、社会での自立した生活への準備としての「ルール」は必要であるが、子どもたちがその意味や必要性を理解することが重要なのであり、その理解にはある程度の時間とプロセスが必要であることが少なくない。一方、単に長く受け継がれたというだけで、合理性やその意味を説明できないようなルールは、廃止されるべきであろう。

- 虐待を受けた子どもや発達障害のある子どもなどに対する処遇方法について、職員らは苦慮していることが、職員へのヒアリングからもうかがわれた。専門研修やケースカンファレンスなどによる職員のトレーニングを充実させ、こうした子どもについての理解を進め、処遇の方法論に活かしていく必要がある。

【提言】

- 自立支援計画は、心理所見や教育的所見、子ども相互間の関係性に関する評価も盛り込むほか、策定に当たっては、寮長・副寮長以外にも医師・看護師・心理士等の専門職や分教室の教員など多職種が参画し、幅広い視点でチームを組んで策定する。さらに、ケースカンファレンスの場等も活用しながら定期的に見直しを行うほか、随時子どもの状態の変化に応じ、支援方針等をチームで議論し、見直す。
- 職員に対し、子どもの理解の推進、ケースカンファレンスの持ち方や子どもがパニックになる等暴れた場合の適切な対応方法、虐待を受けた子どもや発達障害のある子どもへの対応方法等に関する研修を実施する。
- 以下の事項について、きぬ川学院の処遇検討委員会で検討し、可能な取組から速やかに実施する。
 - ・ 集団ではなく、子どもと個別の対応が必要な場面で、普通寮及び観察寮それぞれにおける子どもに対する個別的な対応やクールダウンのための処遇の方法及び必要な設備の検討
 - ・ 上記も踏まえた観察寮の利用方法の検証・見直し
 - ・ 作業内容やレクリエーションなどについて、現代の時代背景を踏まえたものへの見直し
- 以下の事項について、両院検討会議で検討し、可能な取組から速やかに実施する。
 - ・ 全国からの入所措置を受け入れる国立施設としてのファミリーソーシャルワークの手法や保護者や家庭支援に関する普通寮と調査課の役割分担と連携方法の検討
 - ・ 子どもたちの生活上の「ルール」作りに関する考え方、現在の「ルール」の意味

の検証

- ・管理的な方法によらず子どもと信頼関係を築くために必要な支援手法
- ・虐待を受けた子どもや発達障害のある子どもへの専門的理解の推進
- ・子どもがパニックになる等によって暴れた場合の適切な対応方法等のマニュアル作り
- ・「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の策定

③ 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

【課題】

- 子どもの意見をくみ上げることは、施設の運営上の問題を把握し改善していくという側面だけでなく、子どもが意見表明の機会を得、実際に意見を表明する経験をし、ともに生活をつくり合う者が互いに対等に対話する経験を通して子ども自身の自立を支援するという意味がある。きぬ川学院は、現状では、子どもに対するアンケート等は実施されているが、子どもの意見を学院全体として蓄積し、学院全体として子どもに説明していくシステムを作っていくことが必要である。
- ところで、現在、子どもたちの交流は同じ寮のなかだけに限定され、他寮の子どもたちと交流する機会がほとんどない状況にある。これは、他寮の子どもと交流すると他寮との比較により自寮に対し不満を持つようになること、他寮の子どもとのやりとりにまで寮長らの目が行き届かず、無断外出などの通謀のおそれがあることなどから、このような対応がとられているものと考えられる。しかしながら、きぬ川学院全体で子どもたちを処遇するという視点に立てば、このような考え方は必ずしも合理的とはいえない。
むしろ、寮の閉鎖性が被措置児童等虐待の要因となったことを反省するならば、子どもたちが他寮の子どもたちと交流することは、必然的に寮長間や副寮長間の情報交換や連携を促すことになり、結果的に閉鎖性を打開する効果が期待できる。例えば、サークル等寮横断的な子ども同士のつながりができる仕組み、学院全体の子ども会のような仕組みなど、様々な機会を増やしていくための検討が重要である。
- 子どもたちが意見を表明しやすいよう、寮長・副寮長との日常の良好な関係に加え、寮長・副寮長以外の職員が助言をしたり、外部の専門家の活用も図られるべきである。

【提言】

- 以下の事項について、きぬ川学院の処遇検討委員会で検討し、可能な取組から速やかに実施する。
 - ・子どもの意見を各寮にとどめずに、きぬ川学院全体として蓄積等する仕組みづくり
 - ・きぬ川学院全体の子ども会の設置や寮横断的な部活動・サークル活動の充実

(2) 組織・職員間の関係をめぐる問題

【課題】

- 被措置児童等虐待の防止には、施設職員と管理職が意思疎通を図りながら、子ども

のケアの方針を定め、養育内容の実践、評価、改善を進めていく、風通しのよい組織運営が重要である。また、職員の援助技術の向上のための研修、スーパーバイズやマネジメントの仕組み、職員の意欲を引き出し、活性化するための取組を進めることが必要である。

- きぬ川学院が各寮間の職員の交流や情報交換、管理職などの行き来などが乏しく、施設全体で入所児童ひとりひとりを処遇していくというアプローチがとりにくくなっていることは前にも述べたが、施設全体としてのスーパーバイズの機能や仕組み、寮間における情報共有に取り組む必要がある。
- さらに、施設そのものも外部との交流が少ないことを踏まえ、外部との積極的な人事交流を図る必要がある。
- 自立支援計画の策定やケースカンファレンスなどで多くの職員が関わること、医療・心理の専門職が施設としてのケアに占める位置付けを確認し、これらの専門職が普通寮のケアに日常的に関わること、また関われる仕組みと体制を作ることが、子どもの処遇の内容の向上だけでなく、職員のエンパワメント上も重要である。
- 家庭復帰・ファミリーソーシャルワークの充実の観点からは、児童相談所との関係の窓口である調査課と子どもの保護者と連絡する機会の多い普通寮との連携が、見直されなければならない。
- 「小舎夫婦制」の場合、寮長（男性）、副寮長（女性）の役割分担が、子どものケアの内容に大きく影響する。特に、きぬ川学院が女子の施設であることも踏まえ、組織として寮長の役割、副寮長の役割、他の職員の普通寮への関わりなどを見直す必要がある。また、入所児童とともに寮長・副寮長の家族が生活を送るという特性の中で、夫婦制の後継者を確保・育成していくためには、寮長・副寮長の実子の子育てとの両立に対する支援という観点からの検討も必要ではないか。

【提言】

- 職員の資質向上を図るため、子どもの状態を的確に評価（アセスメント）し、評価に基づく適切なケアにつなげる手法等の実践的な研修を実施する（再掲）ほか、研修委員会を設置し、職員の育成方策を検討・実施する。
- 武蔵野学院ときぬ川学院における人事交流の更なる実施、地方自治体の施設など国立以外の施設とも積極的に人事交流を行うことを検討する。
- ケースカンファレンスの見直し（再掲）
- 武蔵野学院とも連携し、医師・看護師・心理士により構成される医療チームによる支援体制を整備し、医療チームとしての機能を発揮して、ケースカンファレンスや各寮の日々のケアへの関与を強化し、各寮との情報の共有やスーパーバイズを行う。（再掲）
- 以下の事項について、きぬ川学院の処遇検討委員会で検討し、可能な取組は速やかに実施する。
 - ・ 日々の寮の状況を共有化するためのシステムを策定し、管理職を含め、適切な情報共有を図ることができる仕組み
 - ・ 寮長・副寮長の役割分担の明確化、見直し
 - ・ 男性と女性の役割分担が固定的であることに関する見直し

- 以下の事項について、両院検討会議で検討し、可能な取組から速やかに実施する。
 - ・普通寮における子どものケアに寮長・副寮長以外の職員も効果的に関わる仕組み（寮長・副寮長以外の職員を各普通寮に配置している施設など他の児童自立支援施設の実例も参考に）
 - ・ファミリーソーシャルワークの手法や保護者や家庭支援に関する普通寮と調査課の役割分担と連携方法の検討（再掲）

（３）外部との関係

【課題】

- 被措置児童等虐待の防止には、外部の目を取り入れ、開かれた組織運営を進めることが重要である。きぬ川学院と武蔵野学院が相互に情報共有しながら検証する仕組み、厚生労働省によるモニタリングの充実、本委員会を含む専門家による検証など、きぬ川学院の施設運営を継続的、重層的に外部からモニタリングするシステムが必要である。
- 都道府県の施設の場合、都道府県の本庁、児童福祉審議会、さらに児童相談所が、施設の運営をモニタリングしている。きぬ川学院の場合、子どもを措置する児童相談所が全国に散らばっているため、児童相談所によるモニタリングが行われにくい。ファミリーソーシャルワークの充実の観点に加え、こうした観点からも児童相談所との関係強化が必要である。
- 福祉施設にとって、施設所在地の地元住民や地元行政機関との関係も重要である。入所児童のプライバシーへの配慮を施しながら、地域の小中学校や県庁、児童相談所、児童福祉関係者等に対し施設のケアの内容について説明・紹介し、理解を深めてもらう機会を豊富に持つことが、職員の力量を高める上でも重要である。
また、きぬ川学院を地域に開き、風通しのよい運営を行っていく上で、地域の関係者からきぬ川学院の運営について意見をいただく仕組みについても今後検討が必要である。

【提言】

- 両院検討会議を設置し、子どもの処遇の理念や基本的な考え方、適切な処遇の在り方について検討を行う。（再掲）
児童相談所との関係強化についても検討を行う。
- きぬ川学院としては、処遇検討委員会を中心に議論を行い、その際に本委員会の委員も参加するなど、第三者からの助言、モニタリングを積極的に活用しながら検討を行う。（再掲）
- 他の児童自立支援施設の職員の訪問や地域住民の訪問を定期的に受け入れる機会を作ること等により、子どもを支援する現場にきぬ川学院の職員以外の方の目が入る仕組みを作るほか、きぬ川学院の子どもが地元の図書館などの公共施設を利用するなど、地元住民と触れあう機会を増やす取組を進める。
- 地方自治体の施設など国立以外の施設とも積極的に人事交流を行うことを検討する。（再掲）

社会保障審議会児童部会国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会の設置について

1 設置の趣旨

国立児童自立支援施設（以下「施設」という。）における被措置児童等虐待などの人権侵害等に関する調査・分析し、適切な処遇支援に関する検討を行うとともに、入所児童の権利擁護の向上を図るため、社会保障審議会児童部会の下に「国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。

3 検討事項

- (1) 専門委員会における検討事項は以下のとおりとする。
 - ・施設における被措置児童等虐待等の人権侵害事案に関する調査・分析、対応策に関すること
 - ・施設における入所児童の権利擁護の向上に関すること
 - ・その他施設入所児童の適切な処遇支援の実施に関すること
- (2) 専門委員会は、特に必要があると認めるときは、施設に立ち入り、関係者に対する質問又は関係書類の閲覧等により調査を行うことができる。

4 守秘義務

委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員会の庶務

専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において処理する。

社会保障審議会児童部会

国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会委員名簿

氏名	所属
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
小木曾 宏	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科准教授
関根 和夫	こどもの心のケアハウス嵐山学園施設長
星野 崇啓	埼玉県立小児医療センター 精神科医
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
横堀 昌子	青山学院女子短期大学子ども学科准教授

○委員長

(50音順 敬称略)

(平成21年12月22日現在)

開催状況

第1回	平成21年12月22日
第2回	平成22年1月12日
第3回	平成22年1月27日
第4回	平成22年2月9日
第5回	平成22年2月25日
第6回	平成22年3月10日
第7回	平成22年3月16日
第8回	平成22年3月29日

現地調査

- 平成22年1月19日
- 平成22年2月11日
- 平成22年3月6日

【児童自立支援施設とは】

- 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童等を入所させ、支援する施設。

児童福祉法

第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

- 施設数 58 か所 (公立 56 か所 (国立2カ所含む。)) 私立 2 か所)
- 入所児童数 1,808 人 職員総数 1,825 人
(「社会福祉施設等調査報告」平成20年度)

【国立児童自立支援施設 きぬ川学院について】

- 国立児童自立支援施設は全国に2カ所あり、きぬ川学院については女子児童が入所する施設
- 設置年月日 昭和36年4月26日
- 所在地 栃木県さくら市押上288番地
- 入所児童数 28名 職員数 35名 (平成22年4月)
- 処遇体制
 - ・「普通寮」が5つ、「観察寮」、「自活寮」、「交替寮」がそれぞれ1つずつある。
 - ・入所児童は通常、「小舎夫婦制」の「普通寮」で生活を送る。
 - ※ 「小舎夫婦制」・・・夫婦である職員と児童が一緒の寮舎に住み込み、生活を共にしながら支援するという形態。教護院のころから採られている伝統的な処遇形態。
 - ※ 普通寮を担当する職員が休みのときには、「交替寮」の職員が子どもと生活を送る。
 - ・虐待等により他者との関係がうまく築けず、集団指導が困難な子ども等を一時的に離して個別対応が必要な場合や退所間近な児童等が退所後の生活に備える場合等には、「普通寮」とは別の「観察寮」や「自活寮」などで個別処遇を行う。

タイムスタディ追加調査の概要

1. 対象

乳児院およびファミリーホームを対象に、平成 20 年度に実施したタイムスタディ調査の追加を行った。

○乳児院：2 施設

○ファミリーホーム：2 施設

2. 調査実施日

乳児院	2日間タイムスタディ調査（他計式） 実施日	7日間タイムスタディ調査（自計式） 実施日
施設 A	平成 22 年 3 月 15 日	平成 22 年 3 月 11 日 } 平成 22 年 3 月 17 日
施設 B	平成 22 年 5 月 17 日	平成 22 年 5 月 18 日 } 平成 22 年 5 月 24 日

※乳児院は、2 日間タイムスタディ調査を 1 日実施した。

ファミリーホーム	2日間タイムスタディ調査（他計式）	
	休日 調査実施日	平日 調査実施日
施設 A	平成 22 年 2 月 28 日	平成 22 年 3 月 1 日
施設 B	平成 22 年 3 月 20 日	平成 22 年 3 月 15 日 } 平成 22 年 3 月 16 日

ファミリーホーム	7日間タイムスタディ調査（自計式）	
	調査実施日	
施設 A	—	定型的な 1 日の業務内容を記述
施設 B	—	

3. 対象児童数、職員数

対象		対象児童数	対象年齢		2日間タイムスタディ調査対象職員数
乳児院	施設A	7名	0ヶ月～3ヶ月未満	4名	5名
			3ヶ月～6ヶ月未満	2名	
			6ヶ月～9ヶ月未満	1名	
			9ヶ月～12ヶ月未満	0名	
	施設B	13名	0ヶ月～3ヶ月未満	4名	8名
			3ヶ月～6ヶ月未満	2名	
			6ヶ月～9ヶ月未満	3名	
			9ヶ月～12ヶ月未満	0名	
			1歳～2歳未満	2名	
			5歳	1名	
7歳	1名				
ファミリーホーム	施設A	5名	4歳～17歳		1名
	施設B	5名	5歳～14歳		2名

4. 現在の進捗

乳児院の施設Aについては、タイムスタディ調査を実施し、現在は、データ入力、データチェック・データクリーニングを行っている。

乳児院の施設Bについては、調査を終了し、調査票を回収中である。

ファミリーホームはタイムスタディ調査を実施し、現在は、データ入力、データチェック・データクリーニングを行っている。

アセスメント調査票の項目とケア時間の相関

目次

○本参考資料の構成	1
○分析に用いた調査データ	1
○分析方法について	1
1. 「児童養護施設」	2
(1) アセスメント項目とケア時間の相関（全体）	2
(2) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（全体）	3
(3) アセスメント項目とケア時間の相関（大舎：手厚い配置）	4
(4) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（大舎：手厚い配置）	5
(5) アセスメント項目とケア時間の相関（小舎・小規模：手厚い配置）	6
(6) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（小舎・小規模：手厚い配置）	7
(7) アセスメント項目とケア時間の相関（大舎・中舎：平均的な配置）	8
(8) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（大舎・中舎：平均的な配置）	9
2. 「乳児院」	10
(1) アセスメント項目とケア時間の相関（全体）	10
(2) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（全体）	11
(3) アセスメント項目とケア時間の相関（小規模グループケア）	12
(4) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（小規模グループケア）	13
(5) アセスメント項目とケア時間の相関（小規模グループケア以外）	14
(6) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（小規模グループケア以外）	15
3. 「情緒障害児短期治療施設」	16
(1) アセスメント項目とケア時間の相関（全体）	16
(2) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（全体）	17
(3) アセスメント項目とケア時間の相関（大舎）	18
(4) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（大舎）	19
(5) アセスメント項目とケア時間の相関（小舎・小規模）	20
(6) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（小舎・小規模）	21
4. 「児童自立支援施設」	22
(1) アセスメント項目とケア時間の相関（全体）	22
(2) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（全体）	23
(3) アセスメント項目とケア時間の相関（夫婦制）	24
(4) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（夫婦制）	25
(5) アセスメント項目とケア時間の相関（交替制）	26
(6) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（交替制）	27
5. 「母子生活支援施設」（世帯）	28

(1) アセスメント項目とケア時間の相関（全体）	28
(2) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（全体）	29
(3) アセスメント項目とケア時間の相関（本園）	30
(4) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（本園）	31
(5) アセスメント項目とケア時間の相関（小規模分園）	32
(6) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（小規模分園）	33
6. 「母子生活支援施設」（児童）	34
(1) アセスメント項目とケア時間の相関（全体）	34
(2) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（全体）	35
(3) アセスメント項目とケア時間の相関（本園）	36
(4) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（本園）	37
(5) アセスメント項目とケア時間の相関（小規模分園）	38
(6) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（小規模分園）	39
〔参考〕「情緒・行動上の問題」の配点の算出方法について	40
(1) 「情緒・行動上の問題」の配点表（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設）	41
(2) 「情緒・行動上の問題」の配点表（児童自立支援施設）	42
(3) 「情緒・行動上の問題」の配点表（母子生活支援施設：児童）	43
(4) 「情緒・行動上の問題」の配点表（母子生活支援施設：世帯）	44

○本参考資料の構成

本参考資料は、平成20年度「社会的養護における施設ケアに関する実態調査(タイムスタディ調査)」の調査結果に基づき、施設種類(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設)別・ケア形態別にアセスメント項目とケア時間との関連性を分析したものである。

○分析に用いた調査データ

- ・アセスメント項目とケア時間との関連性の分析には、2日間タイムスタディ調査結果のみを用いた(7日間タイムスタディ調査結果は分析に含まれていない)。
- ・業務分類のうち、「児童に係わらない業務」(9000番代のケアコード)に該当するケア時間は除いた。
- ・2日間タイムスタディ調査の際に「突発事象」が発生している場合は、当該児童が受けたケア時間の多少に係わらず対象外とした。
- ・上記データより求められた児童1人1日当たりケア時間が大きく外れている場合は、対象外とした(平均+3×標準偏差)。

○分析方法について

- ・児童のアセスメント項目を説明変数とし、児童1人1日当たりケア時間を被説明変数とする分散分析を施設種類別・ケア形態別に行った。分散分析によって求められる決定係数 R^2 と有意確率を表に示した。
- ・「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっているアセスメント項目を関連性の高い項目とした(○印)。
- ・「決定係数」(R^2 :相関係数の2乗)は、アセスメント項目とケア時間の間の直線的な関係性を表す指標で0~1までの範囲の値となる。1に近いほど2つの変数の関係性は強く、0に近いほど関係性が弱いと言える。「決定係数」0.10は、強い関係性があるとは言えないが、ある一定の関係性があると考えられる。

1. 「児童養護施設」

(1) アセスメント項目とケア時間の相関（全体）

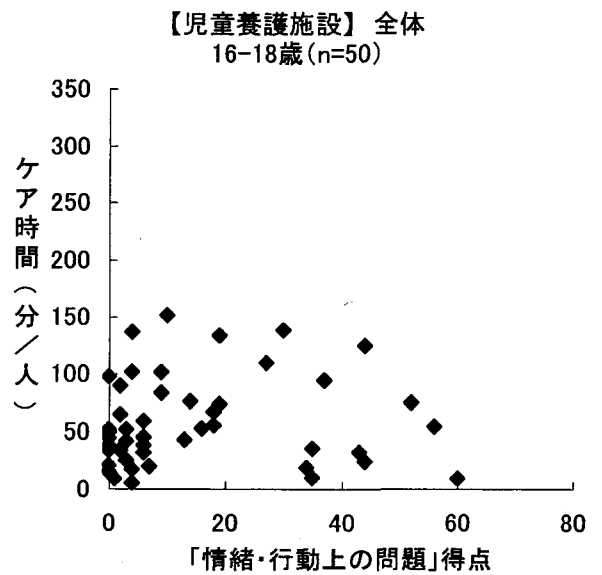
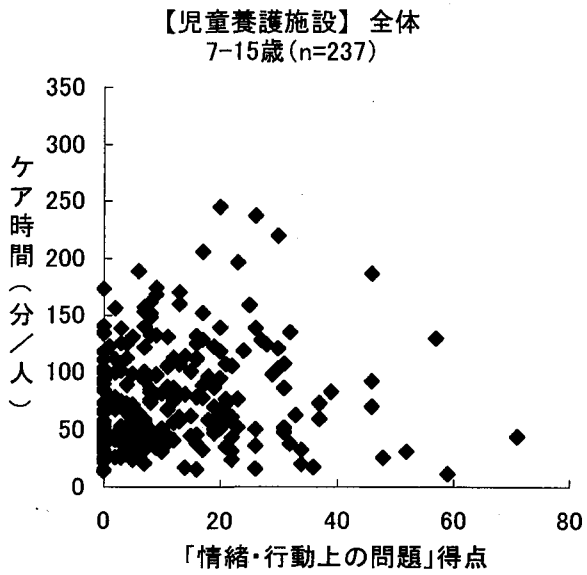
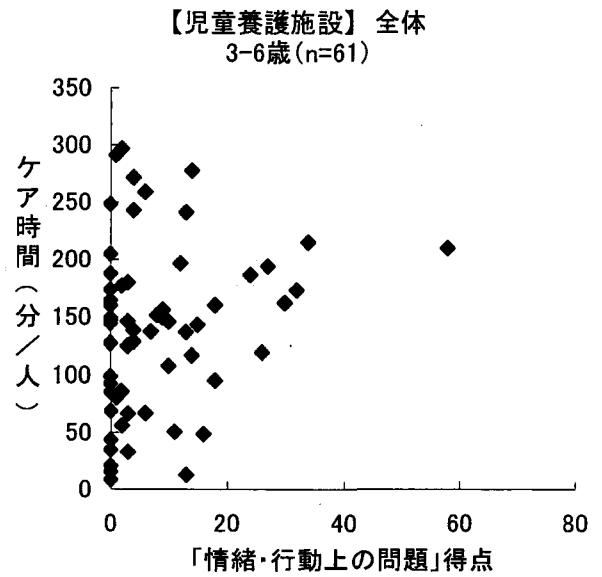
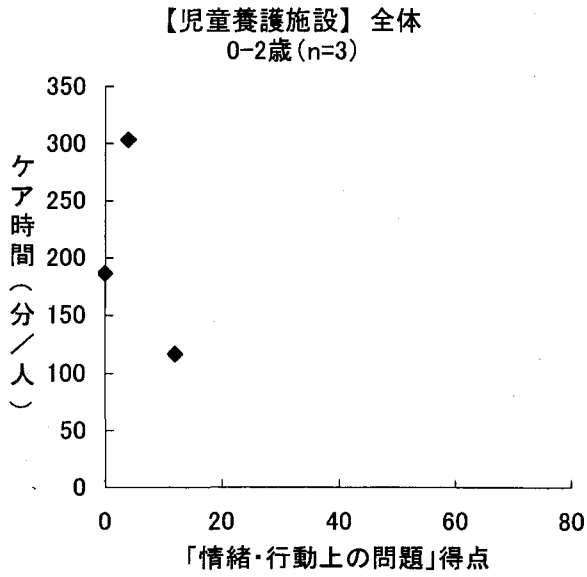
児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

〔児童養護施設 / ケア形態別：全体〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	351	0.23 ○	<.0001
性別〔1:男、2:女〕	351	0.00	0.728
入所期間〔連続変数〕	349	0.02	0.005
家庭復帰の見通し 〔1:見込み有り、2:調整中、3:見込み無し、4:判断困難、5:親がいない〕	347	0.04	0.009
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	351	0.00	0.836
身体、発育の状態(身長)	55	0.12	0.097
身体、発育の状態(体重)	57	0.09	0.162
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	350	0.01	0.367
知能指数のレベル〔連続変数〕	215	0.02	0.060
発達指数のレベル〔連続変数〕	45	0.02	0.334
情緒・行動上の問題(配点得点)(0-2歳)〔連続変数〕	3	0.29	0.639
情緒・行動上の問題(配点得点)(3-6歳)〔連続変数〕	61	0.05	0.095
情緒・行動上の問題(配点得点)(7-15歳)〔連続変数〕	237	0.01	0.160
情緒・行動上の問題(配点得点)(16-18歳)〔連続変数〕	50	0.01	0.518
被虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	349	0.00	0.822
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	321	0.00	0.694
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	346	0.00	0.988
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	336	0.01	0.070
養育問題のある子どものためのチェックリストの評価レベル 〔1:介入域、2:境界域、3:正常域〕	36	0.01	0.803
不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリストの評価レベル〔連続変数〕	291	0.03	0.003
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	344	0.01	0.473
睡眠習慣の状況(就学前)〔チェック得点の連続変数〕	60	0.00	0.631
睡眠習慣の状況(就学後)〔チェック得点の連続変数〕	290	0.01	0.202

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(2) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布 (全体)



(3) アセスメント項目とケア時間の相関（大舎：手厚い配置）

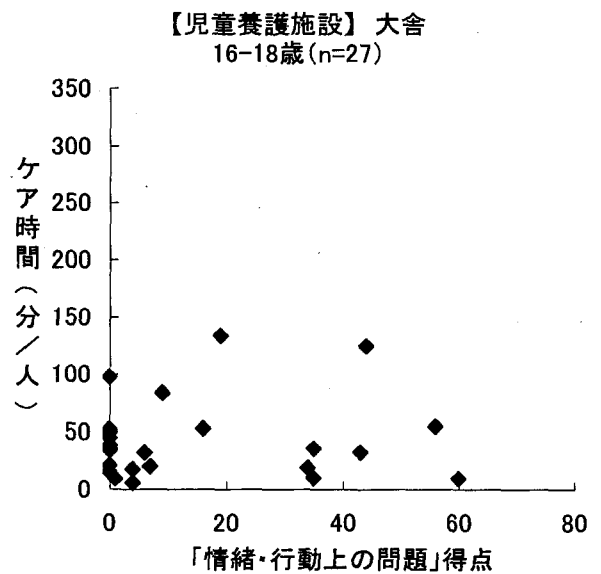
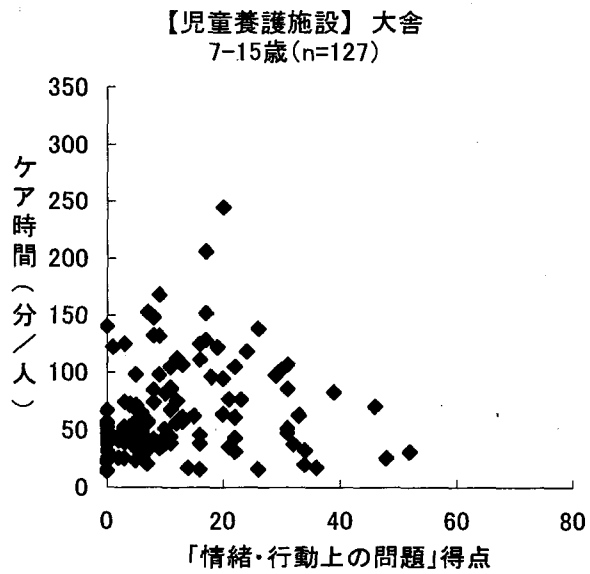
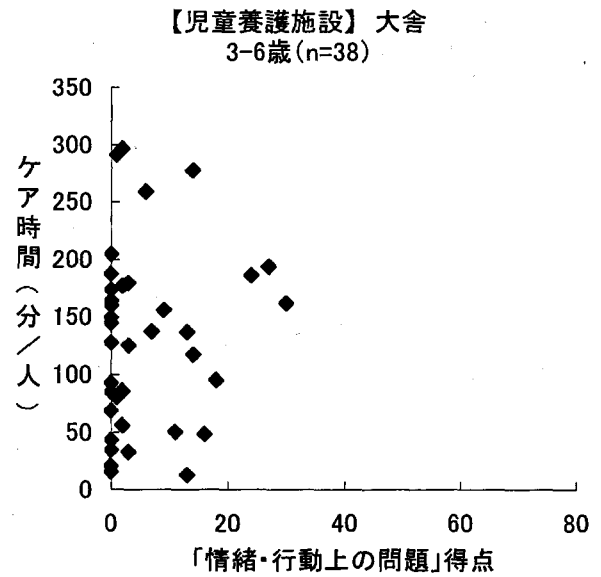
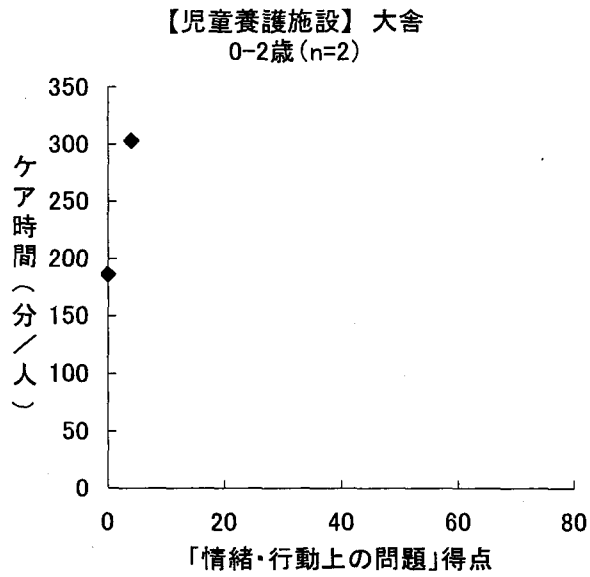
児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

〔児童養護施設 / ケア形態別：大舎施設（手厚い配置）〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	194	0.28 ○	<.0001
性別〔1:男、2:女〕	194	0.00	0.567
入所期間〔連続変数〕	193	0.03	0.011
家庭復帰の見通し 〔1:見込み有り、2:調整中、3:見込み無し、4:判断困難、5:親がいない〕	191	0.12 ○	<.0001
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	194	0.00	0.963
身体、発育の状態(身長)	36	0.11	0.280
身体、発育の状態(体重)	36	0.13	0.199
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	193	0.02	0.253
知能指数のレベル〔連続変数〕	137	0.06	0.004
発達指数のレベル〔連続変数〕	20	0.01	0.692
情緒・行動上の問題(配点得点)(0-2歳)〔連続変数〕	2	1.00	-
情緒・行動上の問題(配点得点)(3-6歳)〔連続変数〕	38	0.01	0.478
情緒・行動上の問題(配点得点)(7-15歳)〔連続変数〕	127	0.01	0.183
情緒・行動上の問題(配点得点)(16-18歳)〔連続変数〕	27	0.01	0.664
被虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	192	0.00	0.736
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	179	0.01	0.221
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	192	0.01	0.272
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	185	0.03	0.024
養育問題のある子どものためのチェックリストの評価レベル 〔1:介入域、2:境界域、3:正常域〕	20	0.04	0.416
不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリストの評価レベル〔連続変数〕	156	0.05	0.005
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	189	0.01	0.461
睡眠習慣の状況(就学前)〔チェック得点の連続変数〕	38	0.03	0.272
睡眠習慣の状況(就学後)〔チェック得点の連続変数〕	155	0.01	0.143

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(4) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布 (大舎：手厚い配置)



(5) アセスメント項目とケア時間の相関（小舎・小規模：手厚い配置）

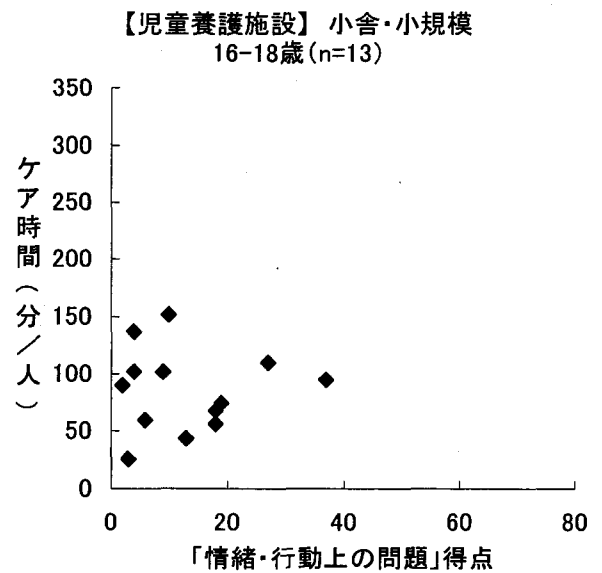
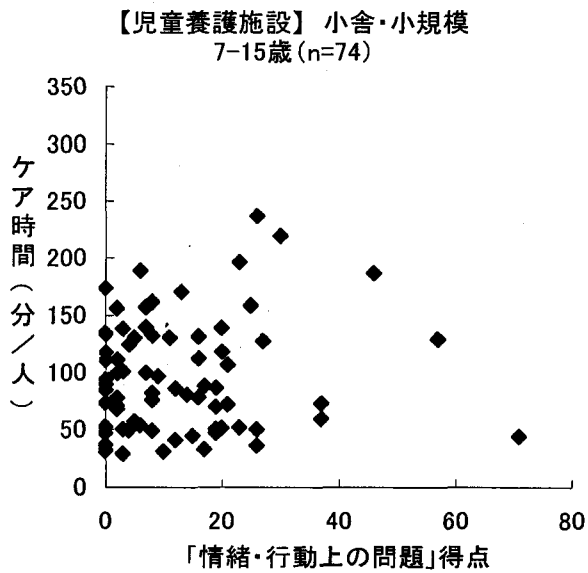
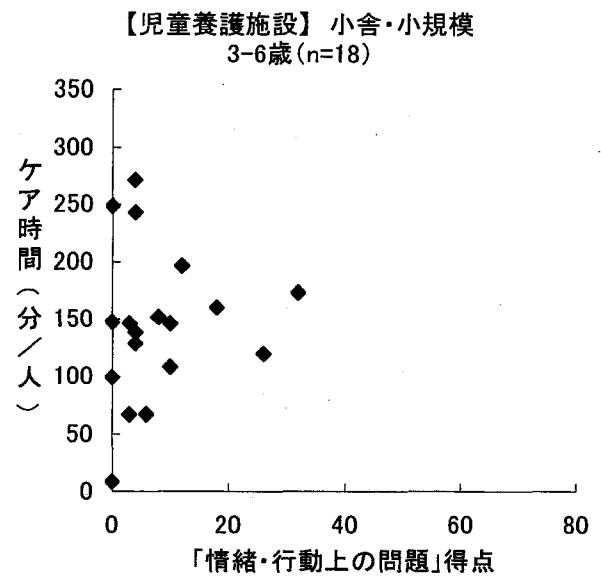
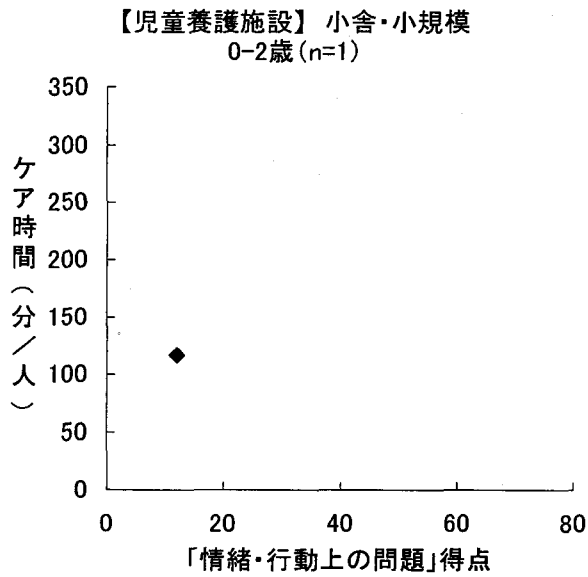
児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

〔児童養護施設 / ケア形態別：小舎・小規模施設（手厚い配置）〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	106	0.12 ○	0.000
性別〔1:男、2:女〕	106	0.03	0.072
入所期間〔連続変数〕	105	0.01	0.222
家庭復帰の見通し 〔1:見込み有り、2:調整中、3:見込み無し、4:判断困難、5:親がいない〕	105	0.05	0.279
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	106	0.00	0.986
身体、発育の状態(身長)	16	0.26	0.286
身体、発育の状態(体重)	18	0.14	0.527
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	106	0.04	0.243
知能指数のレベル〔連続変数〕	53	0.02	0.270
発達指数のレベル〔連続変数〕	17	0.33 ○	0.015
情緒・行動上の問題(配点得点)(0-2歳)〔連続変数〕	1	0.00	-
情緒・行動上の問題(配点得点)(3-6歳)〔連続変数〕	18	0.01	0.743
情緒・行動上の問題(配点得点)(7-15歳)〔連続変数〕	74	0.01	0.395
情緒・行動上の問題(配点得点)(16-18歳)〔連続変数〕	13	0.00	0.937
被虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	106	0.02	0.298
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	92	0.00	0.926
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	106	0.00	0.548
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	100	0.00	0.757
養育問題のある子どものためのチェックリストの評価レベル 〔1:介入域、2:境界域、3:正常域〕	13	0.31	0.159
不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリストの評価レベル〔連続変数〕	87	0.00	0.543
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	104	0.05	0.190
睡眠習慣の状況(就学前)〔チェック得点の連続変数〕	19	0.10	0.193
睡眠習慣の状況(就学後)〔チェック得点の連続変数〕	87	0.00	0.968

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(6) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布
 (小舎・小規模：手厚い配置)



(7) アセスメント項目とケア時間の相関（大舎・中舎：平均的な配置）

児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

〔児童養護施設 / ケア形態別：大舎・中舎（平均的な配置）〕

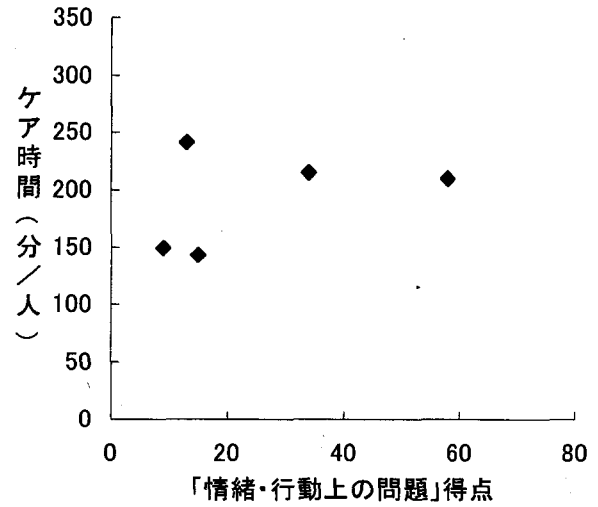
	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢 [連続変数]	51	0.47 ○	< .0001
性別 [1:男、2:女]	51	0.00	0.904
入所期間 [連続変数]	51	0.07	0.058
家庭復帰の見通し [1:見込み有り、2:調整中、3:見込み無し、4:判断困難、5:親がいない]	51	0.02	0.776
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 [1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下]	51	0.00	0.939
身体、発育の状態(身長)	3	1.00	-
身体、発育の状態(体重)	3	0.13	0.764
日常生活能力の発達レベル [1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難]	51	0.12	0.098
知能指数のレベル [連続変数]	25	0.05	0.293
発達指数のレベル [連続変数]	8	0.00	0.896
情緒・行動上の問題(配点得点)(0-2歳) [連続変数]	0	-	-
情緒・行動上の問題(配点得点)(3-6歳) [連続変数]	5	0.15	0.516
情緒・行動上の問題(配点得点)(7-15歳) [連続変数]	36	0.00	0.856
情緒・行動上の問題(配点得点)(16-18歳) [連続変数]	10	0.08	0.417
被虐待体験の有無 [1:有り、2:疑い有り、3:無し]	51	0.07	0.198
定期的な通院の有無 [1:無し、2:有り]	50	0.02	0.303
精神疾患・精神障害の状況 [1:有り又は疑い有り、2:無し]	48	0.05	0.111
家族への支援の有無 [1:有り、2:無し]	51	0.00	0.776
養育問題のある子どものためのチェックリストの評価レベル [1:介入域、2:境界域、3:正常域]	3	0.98	0.097
不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリストの評価レベル [連続変数]	48	0.04	0.186
ケアニーズの充足状況に関する評価 [4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない]	51	0.05	0.458
睡眠習慣の状況(就学前) [チェック得点の連続変数]	3	0.02	0.903
睡眠習慣の状況(就学後) [チェック得点の連続変数]	48	0.06	0.096

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

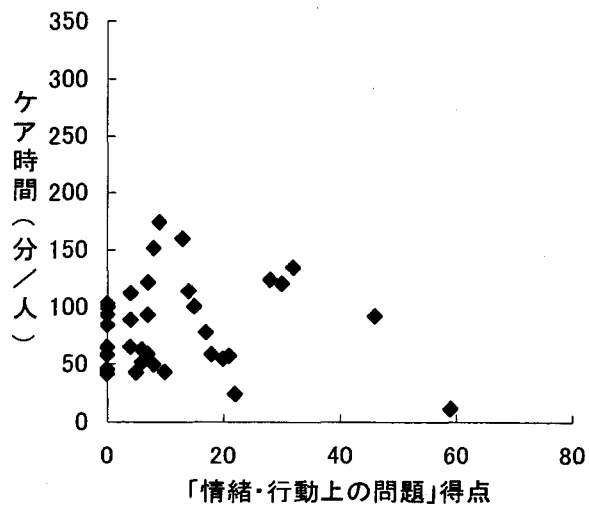
(8) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布
 (大舎・中舎：平均的配置)

※0-2歳は対象児童0人

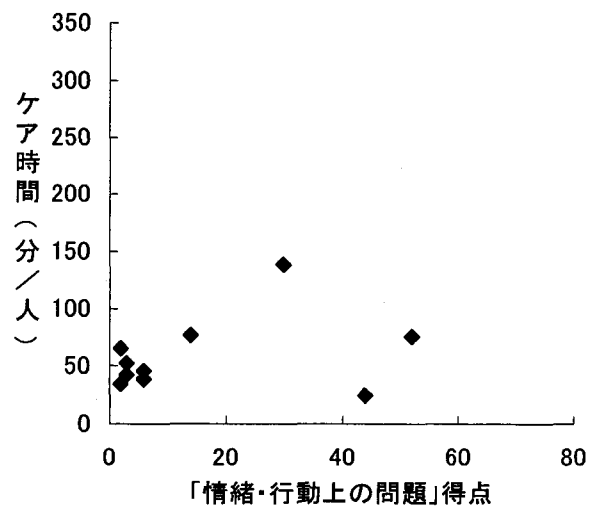
【児童養護施設】大舎・中舎
 3-6歳(n=5)



【児童養護施設】大舎・中舎
 7-15歳(n=36)



【児童養護施設】大舎・中舎
 16-18歳(n=10)



2. 「乳児院」

(1) アセスメント項目とケア時間の相関（全体）

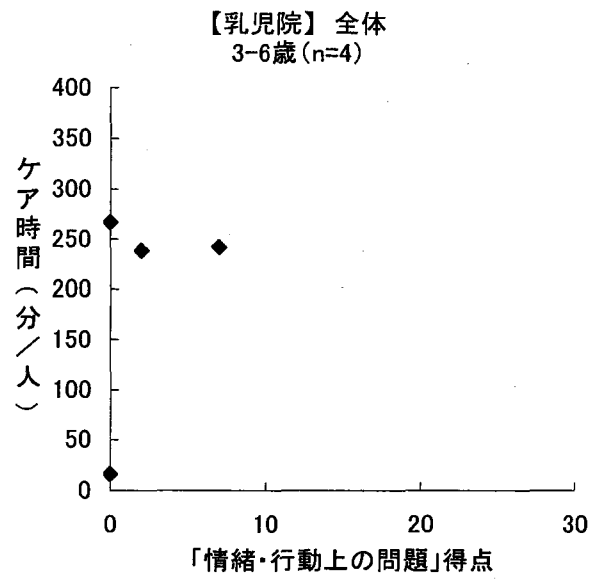
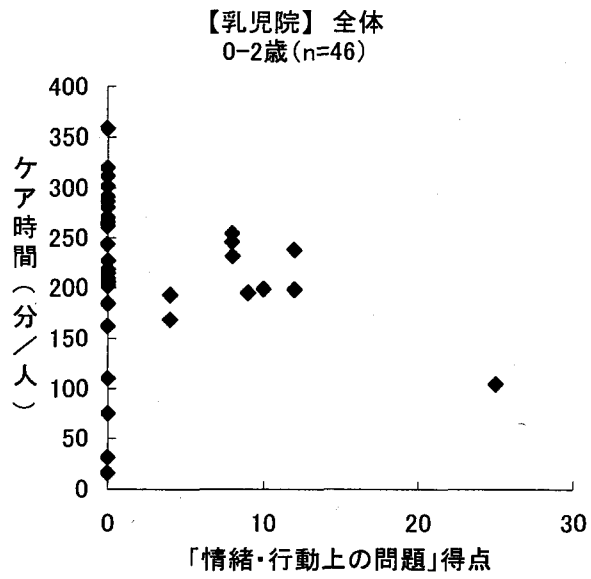
児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

〔乳児院施設 / ケア形態別：全体〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	50	0.06	0.075
性別〔1:男、2:女〕	50	0.04	0.159
入所期間〔連続変数〕	50	0.03	0.212
家庭復帰の見通し 〔1:見込み有り、2:調整中、3:見込み無し、4:判断困難、5:親がいない〕	50	0.09	0.233
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	50	0.04	0.178
出生時体重	47	0.09	0.260
早産（在胎週数36週未満）の有無〔1:はい、2:いいえ、3:不明〕	46	0.11	0.091
出産後の問題の有無〔1:有り、2:無し〕	49	0.03	0.232
（出生時）疾患及び障害関連の問題の有無〔1:有り、2:無し〕	48	0.02	0.407
哺乳・離乳食等の形態	48	0.08	0.160
摂食の状態 〔1:ミルクのみ、2:離乳食を開始、3:離乳食は完了、4:その他、5:判断困難〕	48	0.01	0.568
身体、発育の状態(身長)	49	0.05	0.520
身体、発育の状態(体重)	49	0.06	0.420
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	50	0.06	0.584
知能指数のレベル〔連続変数〕	4	0.91	0.049
発達指数のレベル〔連続変数〕	27	0.04	0.293
情緒・行動上の問題(配点得点)(0-2歳)〔連続変数〕	46	0.01	0.437
情緒・行動上の問題(配点得点)(3-6歳)〔連続変数〕	4	0.15	0.610
被虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	50	0.04	0.412
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	50	0.04	0.169
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	50	0.00	0.648
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	50	0.04	0.186
養育問題のある子どものためのチェックリストの評価レベル 〔1:介入域、2:境界域、3:正常域〕	38	0.00	0.940
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	50	0.11	0.060
睡眠習慣の状況〔チェック得点の連続変数〕	47	0.01	0.624

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(2) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布 (全体)



(3) アセスメント項目とケア時間の相関（小規模グループケア）

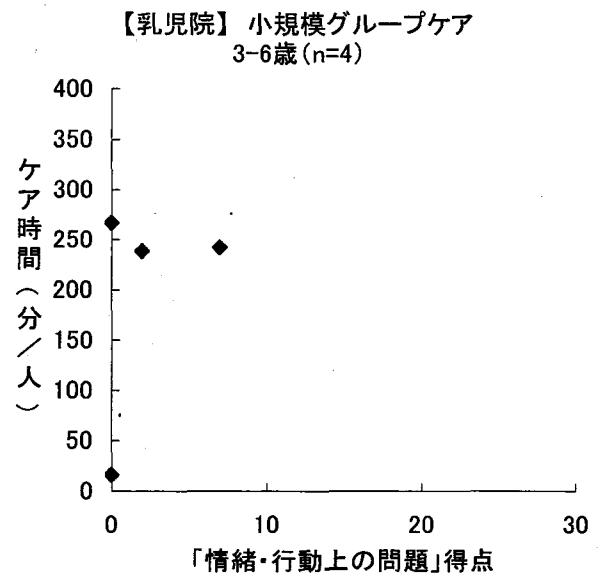
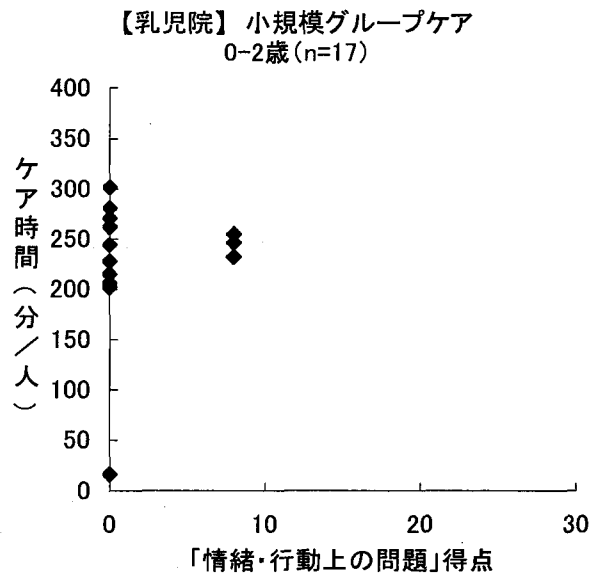
児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

〔乳児院施設 / ケア形態別：小規模グループケア〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	21	0.04	0.384
性別〔1:男、2:女〕	21	0.04	0.385
入所期間〔連続変数〕	21	0.02	0.568
家庭復帰の見通し 〔1:見込み有り、2:調整中、3:見込み無し、4:判断困難、5:親がいない〕	21	0.18	0.174
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	21	0.01	0.748
出生時体重	20	0.13	0.518
早産（在胎週数36週未満）の有無〔1:はい、2:いいえ、3:不明〕	20	0.13	0.292
出産後の問題の有無〔1:有り、2:無し〕	21	0.11	0.152
（出生時）疾患及び障害関連の問題の有無〔1:有り、2:無し〕	20	0.05	0.362
哺乳・離乳食等の形態	19	0.20	0.168
摂食の状態 〔1:ミルクのみ、2:離乳食を開始、3:離乳食は完了、4:その他、5:判断困難〕	21	0.00	1.000
身体、発育の状態（身長）	20	0.18	0.358
身体、発育の状態（体重）	20	0.15	0.455
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	21	0.07	0.253
知能指数のレベル〔連続変数〕	0	-	-
発達指数のレベル〔連続変数〕	21	0.08	0.200
情緒・行動上の問題（配点得点）（0-2歳）〔連続変数〕	17	0.04	0.422
情緒・行動上の問題（配点得点）（3-6歳）〔連続変数〕	4	0.15	0.610
被虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	21	0.03	0.474
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	21	0.13	0.113
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	21	0.00	1.000
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	21	0.02	0.552
養育問題のある子どものためのチェックリストの評価レベル 〔1:介入域、2:境界域、3:正常域〕	16	0.00	1.000
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	21	0.22	0.111
睡眠習慣の状況〔チェック得点の連続変数〕	21	0.01	0.738

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(4) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布 (小規模グループケア)



(5) アセスメント項目とケア時間の相関（小規模グループケア以外）

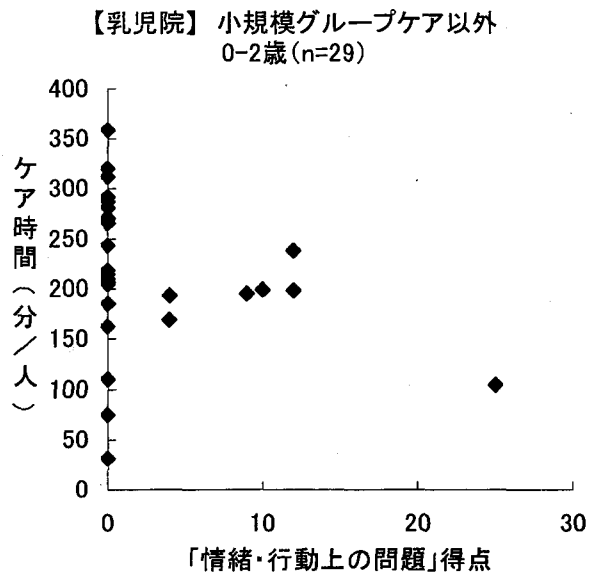
児童1人1日当たりケア時間とアセスメント項目との関連性

〔乳児院施設 / ケア形態別：小規模グループケア以外〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	29	0.10	0.095
性別〔1:男、2:女〕	29	0.04	0.311
入所期間〔連続変数〕	29	0.05	0.256
家庭復帰の見通し 〔1:見込み有り、2:調整中、3:見込み無し、4:判断困難、5:親がいない〕	29	0.05	0.708
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	29	0.17○	0.026
出生時体重	27	0.14	0.310
早産（在胎週数36週未満）の有無〔1:はい、2:いいえ、3:不明〕	26	0.13	0.192
出産後の問題の有無〔1:有り、2:無し〕	28	0.00	0.866
（出生時）疾患及び障害関連の問題の有無〔1:有り、2:無し〕	28	0.20○	0.018
哺乳・離乳食等の形態	29	0.07	0.374
摂食の状態 〔1:ミルクのみ、2:離乳食を開始、3:離乳食は完了、4:その他、5:判断困難〕	27	0.05	0.282
身体、発育の状態(身長)	29	0.13	0.324
身体、発育の状態(体重)	29	0.03	0.857
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	29	0.11	0.592
知能指数のレベル〔連続変数〕	4	0.91	0.049
発達指数のレベル〔連続変数〕	6	0.00	0.982
情緒・行動上の問題(配点得点)(0-2歳)〔連続変数〕	29	0.07	0.153
情緒・行動上の問題(配点得点)(3-6歳)〔連続変数〕	0	-	-
被虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	29	0.05	0.499
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	29	0.00	0.780
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	29	0.01	0.533
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	29	0.07	0.165
養育問題のある子どものためのチェックリストの評価レベル 〔1:介入域、2:境界域、3:正常域〕	22	0.00	0.962
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	29	0.01	0.657
睡眠習慣の状況〔チェック得点の連続変数〕	26	0.02	0.549

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(6) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布
 (小規模グループケア以外)



※3-6歳は対象児童0人

3. 「情緒障害児短期治療施設」

(1) アセスメント項目とケア時間の相関（全体）

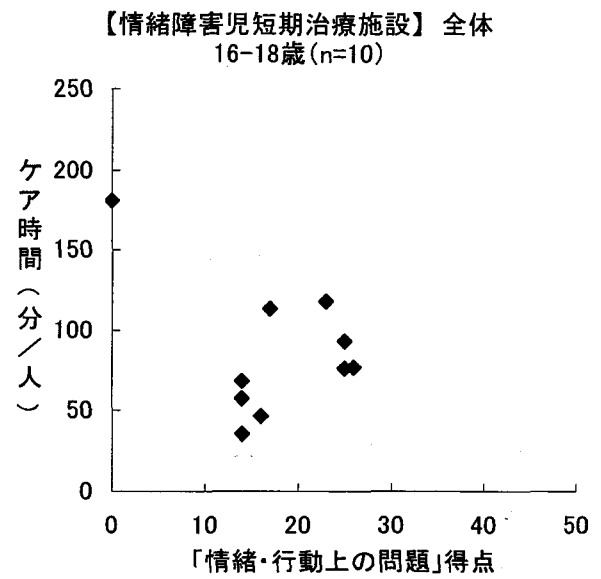
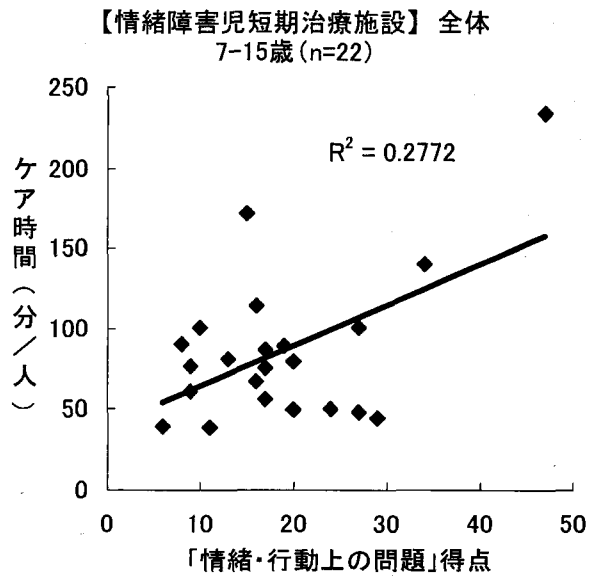
児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

〔情緒障害児短期治療施設 / ケア形態別：全体〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	32	0.03	0.370
性別〔1:男、2:女〕	32	0.13 ○	0.041
入所期間〔連続変数〕	32	0.00	0.726
家庭復帰の見通し 〔1:見込み有り、2:調整中、3:見込み無し、4:判断困難、5:親がいない〕	32	0.17	0.066
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	32	0.02	0.501
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	32	0.13	0.137
知能指数のレベル〔連続変数〕	26	0.04	0.329
発達指数のレベル〔連続変数〕	2	1.00	-
情緒・行動上の問題(配点得点)(7-15歳)〔連続変数〕	22	0.28 ○	0.012
情緒・行動上の問題(配点得点)(16-18歳)〔連続変数〕	10	0.16	0.258
被虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	32	0.18	0.052
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	32	0.04	0.277
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	32	0.02	0.487
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	32	0.00	0.711
不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリストの評価レベル〔連続変数〕	32	0.02	0.459
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	32	0.00	0.980
睡眠習慣の状況〔チェック得点の連続変数〕	32	0.01	0.542

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(2) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布 (全体)



(3) アセスメント項目とケア時間の相関（大舎）

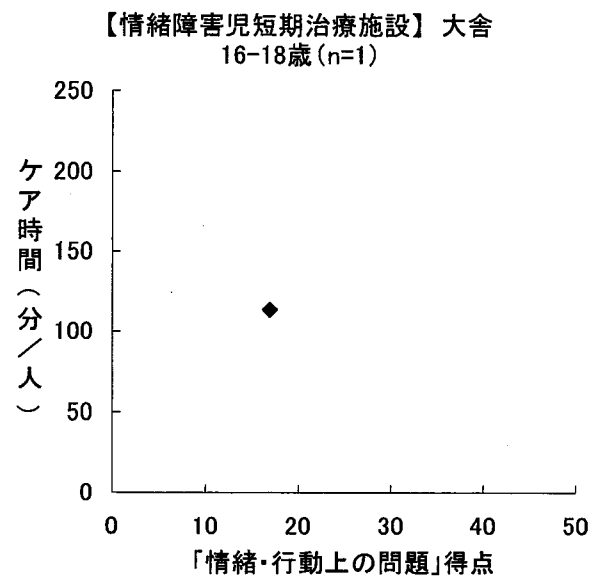
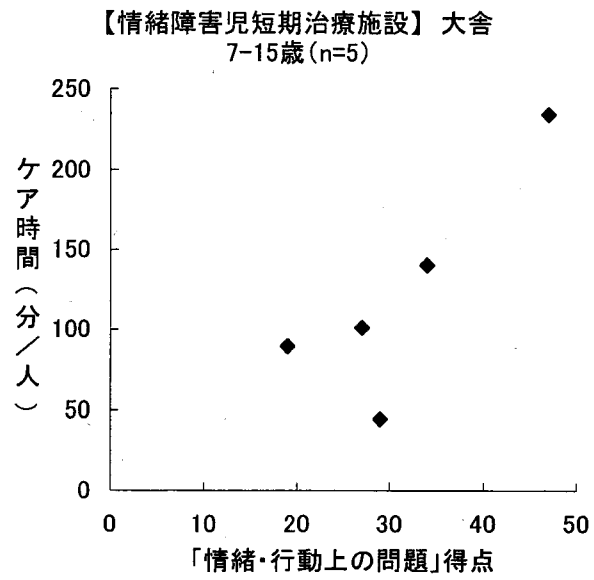
児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

〔情緒障害児短期治療施設 / ケア形態別：大舎施設〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	6	0.01	0.881
性別〔1:男、2:女〕	6	0.00	-
入所期間〔連続変数〕	6	0.03	0.764
家庭復帰の見通し 〔1:見込み有り、2:調整中、3:見込み無し、4:判断困難、5:親がいない〕	6	0.25	0.652
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	6	0.02	0.777
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	6	0.50	0.350
知能指数のレベル〔連続変数〕	6	0.08	0.579
発達指数のレベル〔連続変数〕	0	-	-
情緒・行動上の問題(配点得点)(7-15歳)〔連続変数〕	5	0.70	0.077
情緒・行動上の問題(配点得点)(16-18歳)〔連続変数〕	1	0.00	-
被虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	6	0.34	0.225
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	6	0.02	0.774
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	6	0.00	0.923
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	6	0.00	0.923
不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリストの評価レベル〔連続変数〕	6	0.02	0.779
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	6	0.00	0.944
睡眠習慣の状況〔チェック得点の連続変数〕	6	0.03	0.729

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(4) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布 (大舎)



(5) アセスメント項目とケア時間の相関（小舎・小規模）

児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

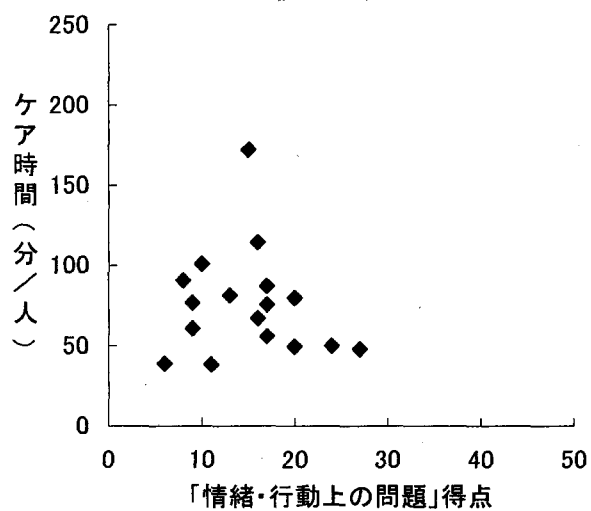
〔情緒障害児短期治療施設 / ケア形態別：小舎・小規模施設〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	26	0.04	0.310
性別〔1:男、2:女〕	26	0.06	0.223
入所期間〔連続変数〕	26	0.00	0.776
家庭復帰の見通し 〔1:見込み有り、2:調整中、3:見込み無し、4:判断困難、5:親がいない〕	26	0.16	0.129
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	26	0.00	0.736
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	26	0.02	0.830
知能指数のレベル〔連続変数〕	20	0.00	0.939
発達指数のレベル〔連続変数〕	2	1.00	-
情緒・行動上の問題(配点得点)(7-15歳)〔連続変数〕	17	0.01	0.669
情緒・行動上の問題(配点得点)(16-18歳)〔連続変数〕	9	0.16	0.284
被虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	26	0.13	0.206
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	26	0.01	0.574
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	26	0.03	0.372
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	26	0.00	0.805
不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリストの評価レベル〔連続変数〕	26	0.01	0.702
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	26	0.04	0.641
睡眠習慣の状況〔チェック得点の連続変数〕	26	0.01	0.712

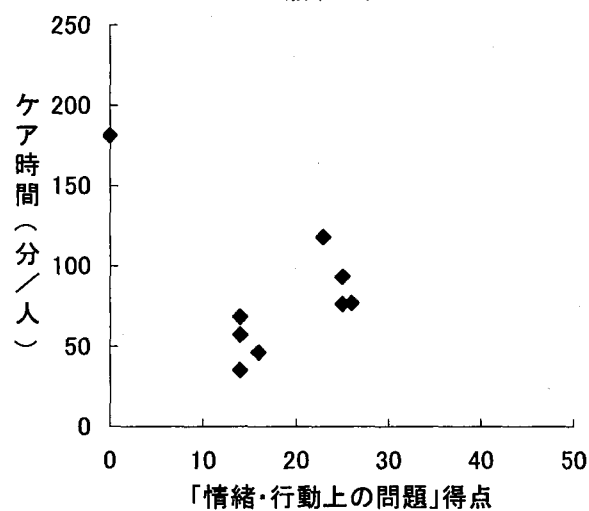
※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(6) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布 (小舎・小規模)

【情緒障害児短期治療施設】小舎・小規模
7-15歳 (n=17)



【情緒障害児短期治療施設】小舎・小規模
16-18歳 (n=9)



4. 「児童自立支援施設」

(1) アセスメント項目とケア時間の相関（全体）

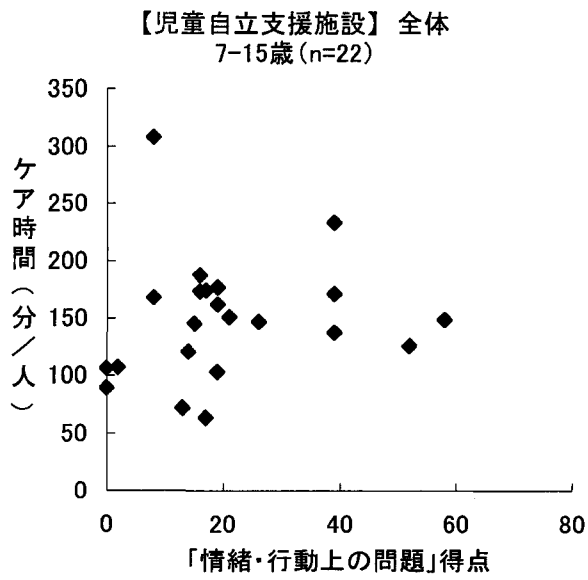
児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

〔児童自立支援施設 / ケア形態別：全体〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	22	0.01	0.651
性別〔1:男、2:女〕	22	0.00	-
入所期間〔連続変数〕	20	0.00	0.769
家庭復帰の見通し 〔1:見込み有り、2:調整中、3:見込み無し、4:判断困難、5:親がいない〕	22	0.02	0.952
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	22	0.17	0.058
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	22	0.25	0.066
知能指数のレベル〔連続変数〕	21	0.02	0.575
発達指数のレベル〔連続変数〕	0	-	-
情緒・行動上の問題(配点得点)(7-15歳)〔連続変数〕	22	0.02	0.553
情緒・行動上の問題(配点得点)(16-18歳)〔連続変数〕	0	-	-
被虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	22	0.01	0.911
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	20	0.15	0.097
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	22	0.00	0.829
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	22	0.01	0.605
不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリストの評価レベル〔連続変数〕	22	0.01	0.745
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	22	0.03	0.460
睡眠習慣の状況〔チェック得点の連続変数〕	22	0.13	0.096

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(2) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（全体）



(3) アセスメント項目とケア時間の相関（夫婦制）

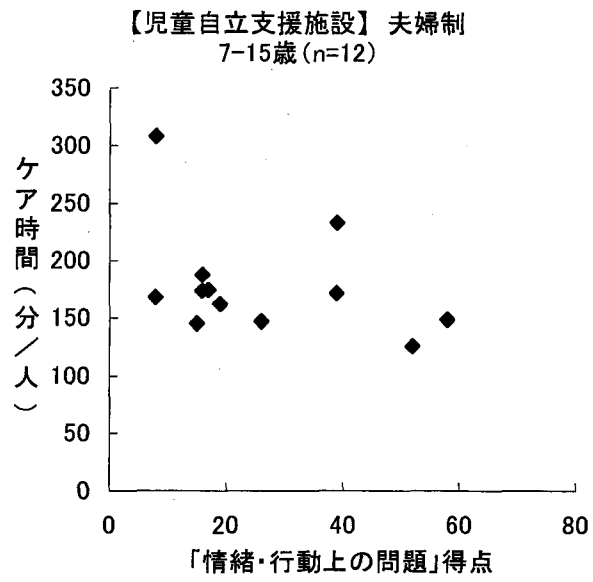
児童1人1日当たりケア時間とアセスメント項目との関連性

〔児童自立支援施設 / ケア形態別：夫婦制〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	12	0.24	0.108
性別〔1:男、2:女〕	12	0.00	-
入所期間〔連続変数〕	12	0.14	0.235
家庭復帰の見通し 〔1:見込み有り、2:調整中、3:見込み無し、4:判断困難、5:親がいない〕	12	0.23	0.530
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	12	0.11	0.303
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	12	0.13	0.540
知能指数のレベル〔連続変数〕	12	0.00	0.859
発達指数のレベル〔連続変数〕	0	-	-
情緒・行動上の問題(配点得点)(7-15歳)〔連続変数〕	12	0.14	0.230
情緒・行動上の問題(配点得点)(16-18歳)〔連続変数〕	0	-	-
被虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	12	0.06	0.456
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	11	0.00	0.890
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	12	0.05	0.478
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	12	0.00	-
不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリストの評価レベル〔連続変数〕	12	0.01	0.706
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	12	0.03	0.588
睡眠習慣の状況〔チェック得点の連続変数〕	12	0.03	0.572

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(4) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布 (夫婦制)



(5) アセスメント項目とケア時間の相関（交替制）

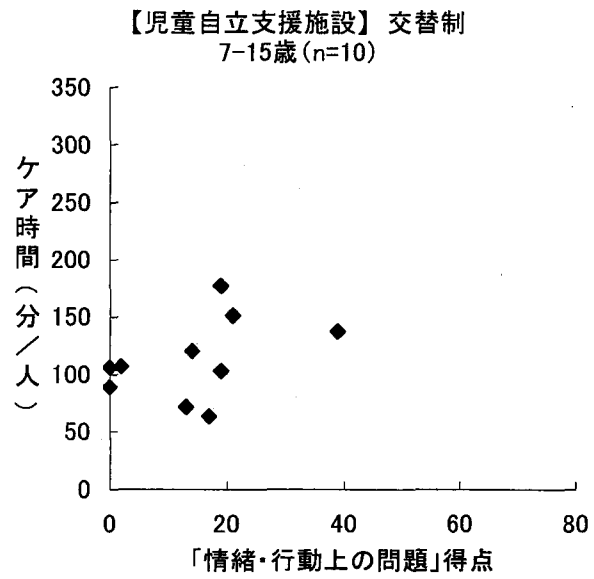
児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

〔児童自立支援施設 / ケア形態別：交替制〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	10	0.06	0.484
性別〔1:男、2:女〕	10	0.00	-
入所期間〔連続変数〕	8	0.06	0.546
家庭復帰の見通し 〔1:見込み有り、2:調整中、3:見込み無し、4:判断困難、5:親がいない〕	10	0.11	0.670
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	10	0.01	0.827
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	10	0.10	0.700
知能指数のレベル〔連続変数〕	9	0.13	0.338
発達指数のレベル〔連続変数〕	0	-	-
情緒・行動上の問題(配点得点)(7-15歳)〔連続変数〕	10	0.17	0.236
情緒・行動上の問題(配点得点)(16-18歳)〔連続変数〕	0	-	-
被虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	10	0.29	0.296
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	9	0.38	0.077
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	10	0.00	0.990
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	10	0.16	0.248
不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリストの評価レベル〔連続変数〕	10	0.57 ○	0.012
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	10	0.00	-
睡眠習慣の状況〔チェック得点の連続変数〕	10	0.55 ○	0.014

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(6) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布 (交替制)



5. 「母子生活支援施設」(世帯)

(1) アセスメント項目とケア時間の相関(全体)

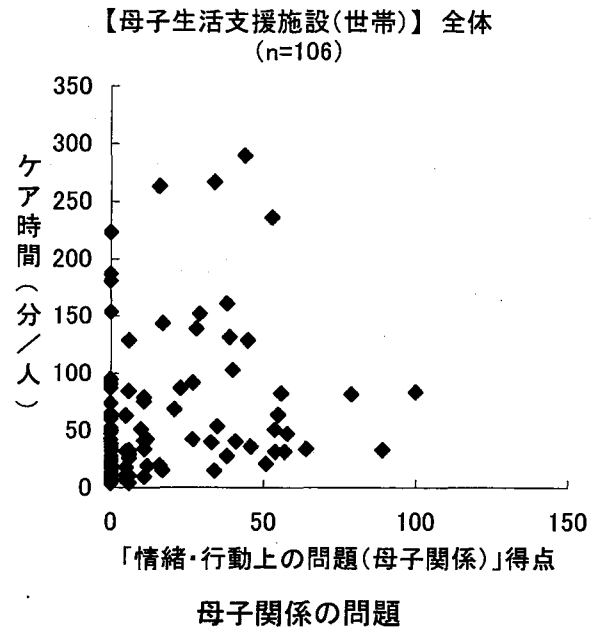
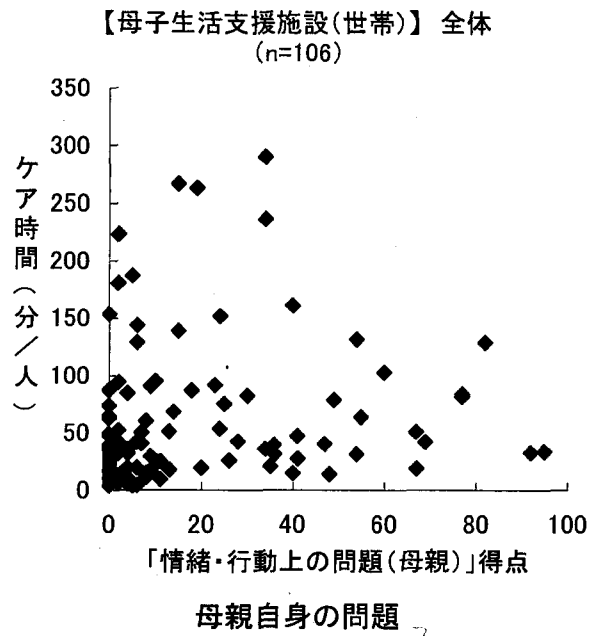
児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

〔母子生活支援施設(世帯) / ケア形態別: 全体〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
世帯児童数 [連続変数]	106	0.21 ○	<.0001
母親の年齢階層 [1:19歳以下、2:20~24歳、3:25~29歳、4:30~34歳、5:35~39歳、6:40~44歳、7:45~49歳、8:50歳以上]	99	0.01	0.993
入所期間 [連続変数]	106	0.02	0.194
主たる入所理由 [1:夫などからの暴力、2:児童虐待、3:入所前の家庭環境の不適切、4:母親の心身の不安定、5:職業上の理由、6:住宅事情、7:経済事情、8:その他]	105	0.22 ○	0.001
母親の就業状況 [1:事業主、2:常用勤労者、3:臨時・日雇・パート、4:その他就業、5:未就業、6:不明]	106	0.05	0.169
退所の見込み状況 [1:3ヶ月以内、2:1年以内、3:住居があれば、4:退所困難、5:見込み無し、6:その他]	103	0.04	0.549
情緒・行動上の問題(母親)(配点得点) [連続変数]	106	0.02	0.122
情緒・行動上の問題(母子関係)(配点得点) [連続変数]	106	0.06	0.010
定期的な通院(精神科・心療内科)の有無 [1:有り、2:無し]	106	0.01	0.402
ケアニーズの充足状況に関する評価 [4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない]	105	0.04	0.287

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(2) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布 (全体)



(3) アセスメント項目とケア時間の相関（本園）

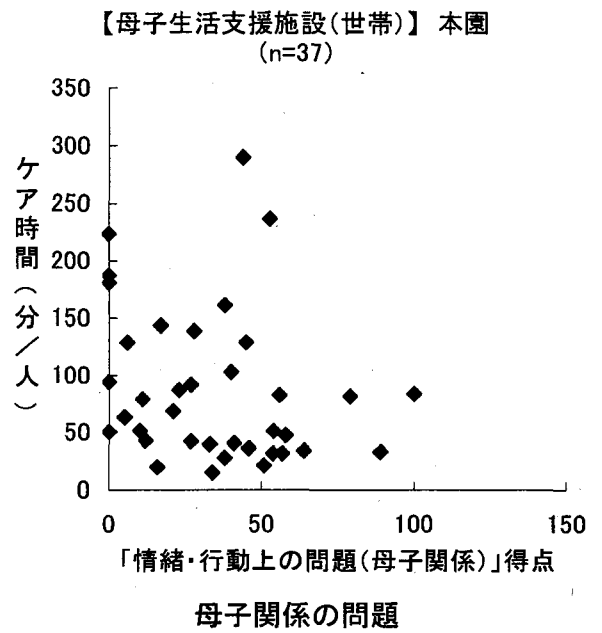
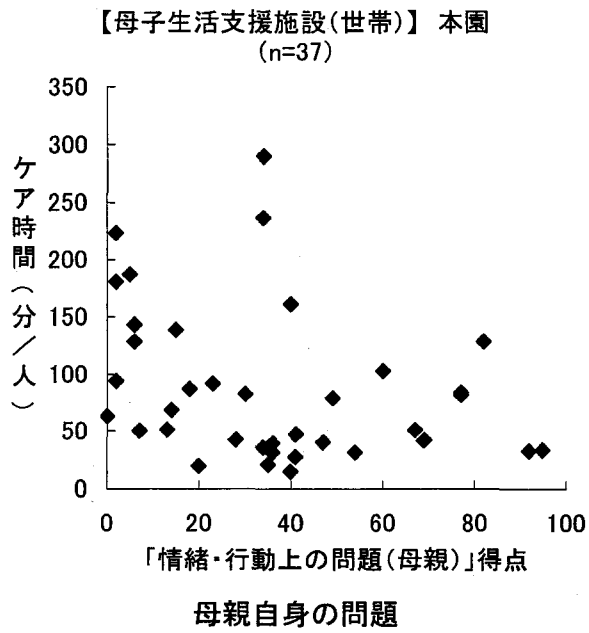
児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

〔母子生活支援施設（世帯） / ケア形態別：本園〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
世帯児童数〔連続変数〕	37	0.27 ○	0.001
母親の年齢階層 [1:19歳以下、2:20～24歳、3:25～29歳、4:30～34歳、5:35～39歳、6:40～44歳、7:45～49歳、8:50歳以上]	35	0.19	0.272
入所期間〔連続変数〕	37	0.00	0.994
主たる入所理由 [1:夫などからの暴力、2:児童虐待、3:入所前の家庭環境の不適切、4:母親の心身の不安定、5:職業上の理由、6:住宅事情、7:経済事情、8:その他]	37	0.26	0.080
母親の就業状況 [1:事業主、2:常用勤労者、3:臨時・日雇・パート、4:その他就業、5:未就業、6:不明]	37	0.08	0.234
退所の見込み状況 [1:3ヶ月以内、2:1年以内、3:住居があれば、4:退所困難、5:見込み無し、6:その他]	37	0.14	0.296
情緒・行動上の問題（母親）（配点得点）〔連続変数〕	37	0.10	0.063
情緒・行動上の問題（母子関係）（配点得点）〔連続変数〕	37	0.05	0.183
定期的な通院（精神科・心療内科）の有無 [1:有り、2:無し]	37	0.10	0.056
ケアニーズの充足状況に関する評価 [4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない]	36	0.02	0.852

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(4) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（本園）



(5) アセスメント項目とケア時間の相関（小規模分園）

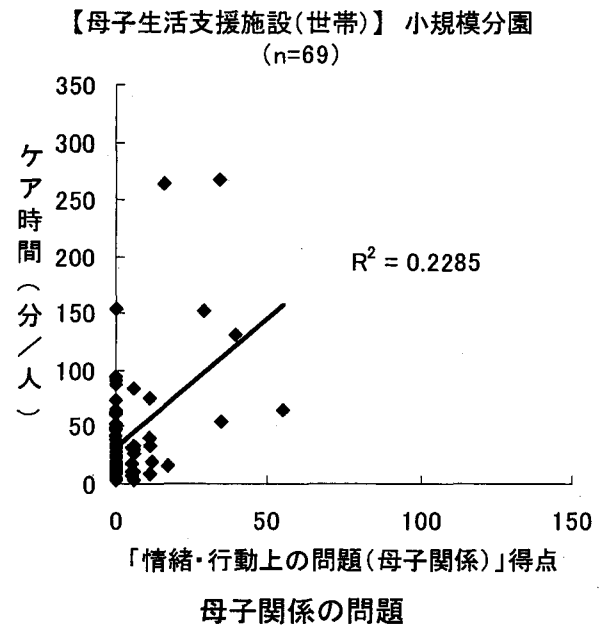
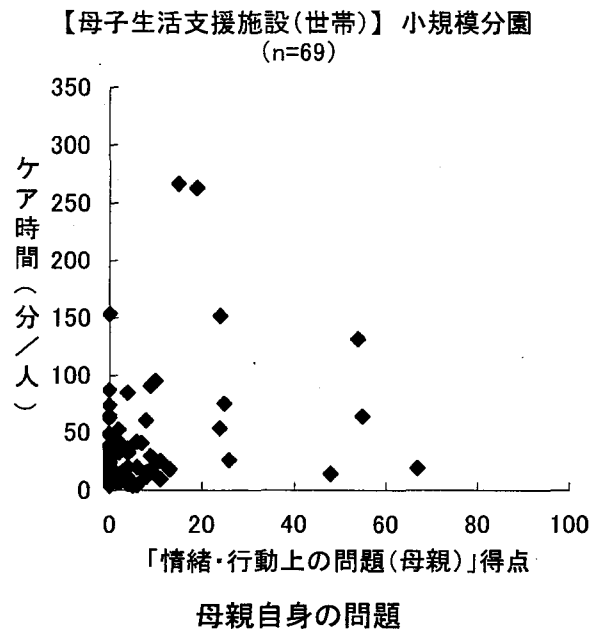
児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

〔母子生活支援施設（世帯） / ケア形態別：小規模分園〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
世帯児童数 [連続変数]	69	0.20 ○	0.000
母親の年齢階層 [1:19歳以下、2:20~24歳、3:25~29歳、4:30~34歳、5:35~39歳、6:40~44歳、7:45~49歳、8:50歳以上]	64	0.04	0.794
入所期間 [連続変数]	69	0.04	0.109
主たる入所理由 [1:夫などからの暴力、2:児童虐待、3:入所前の家庭環境の不適切、4:母親の心身の不安定、5:職業上の理由、6:住宅事情、7:経済事情、8:その他]	68	0.29 ○	0.001
母親の就業状況 [1:事業主、2:常用勤労者、3:臨時・日雇・パート、4:その他就業、5:未就業、6:不明]	69	0.24 ○	0.000
退所の見込み状況 [1:3ヶ月以内、2:1年以内、3:住居があれば、4:退所困難、5:見込み無し、6:その他]	66	0.08	0.260
情緒・行動上の問題（母親）（配点得点） [連続変数]	69	0.06	0.038
情緒・行動上の問題（母子関係）（配点得点） [連続変数]	69	0.23 ○	<.0001
定期的な通院（精神科・心療内科）の有無 [1:有り、2:無し]	69	0.00	0.806
ケアニーズの充足状況に関する評価 [4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない]	69	0.07	0.080

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(6) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（小規模分園）



5. 「母子生活支援施設」(児童)

(1) アセスメント項目とケア時間の相関(全体)

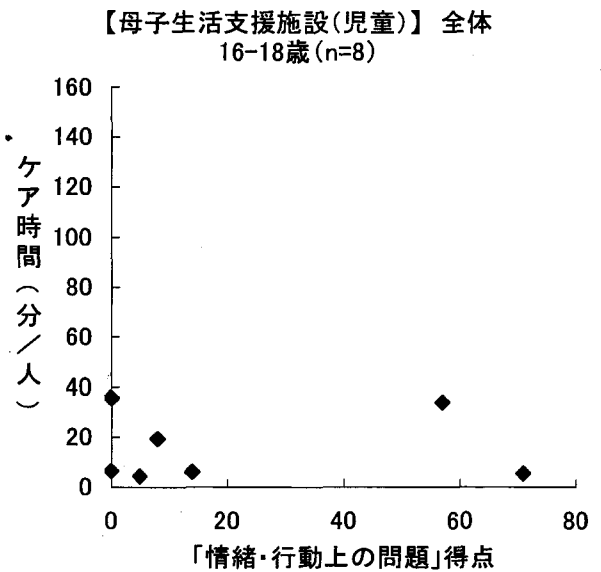
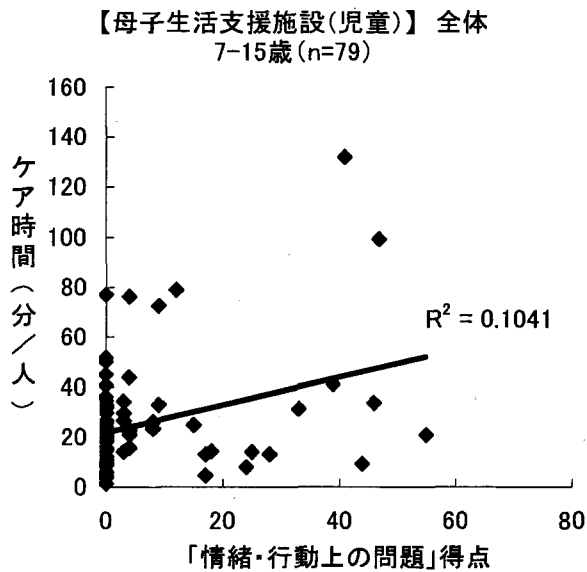
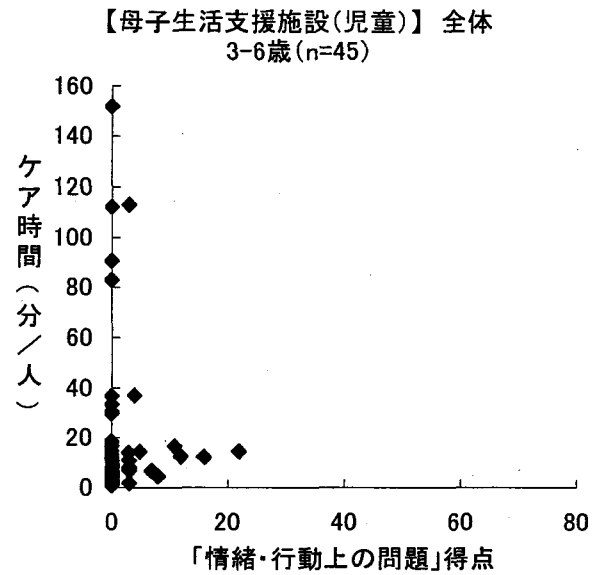
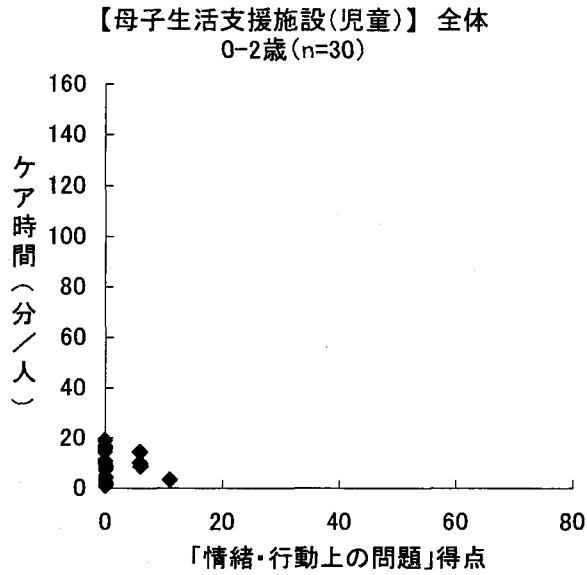
児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

〔母子生活支援施設(児童) / ケア形態別: 全体〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	186	0.04	0.005
性別〔1:男、2:女〕	180	0.01	0.217
入所期間〔連続変数〕	185	0.01	0.106
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	186	0.00	0.344
身体、発育の状態(身長)	80	0.02	0.667
身体、発育の状態(体重)	81	0.02	0.620
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	186	0.03	0.240
知能指数のレベル〔連続変数〕	3	0.94	0.158
発達指数のレベル〔連続変数〕	1	-	-
情緒・行動上の問題(配点得点)(0-2歳)〔連続変数〕	30	0.01	0.530
情緒・行動上の問題(配点得点)(3-6歳)〔連続変数〕	69	0.00	0.895
情緒・行動上の問題(配点得点)(7-15歳)〔連続変数〕	79	0.10 ○	0.004
情緒・行動上の問題(配点得点)(16-18歳)〔連続変数〕	8	0.01	0.827
被虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	186	0.02	0.243
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	162	0.02	0.055
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	180	0.00	0.358
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	159	0.04	0.008
養育問題のある子どものためのチェックリストの評価レベル 〔1:介入域、2:境界域、3:正常域〕	86	0.01	0.653
不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリストの評価レベル〔連続変数〕	87	0.04	0.055
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	180	0.02	0.370
睡眠習慣の状況(就学前)〔チェック得点の連続変数〕	97	0.01	0.284
睡眠習慣の状況(就学後)〔チェック得点の連続変数〕	87	0.02	0.203

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(2) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布 (全体)



(3) アセスメント項目とケア時間の相関（本園）

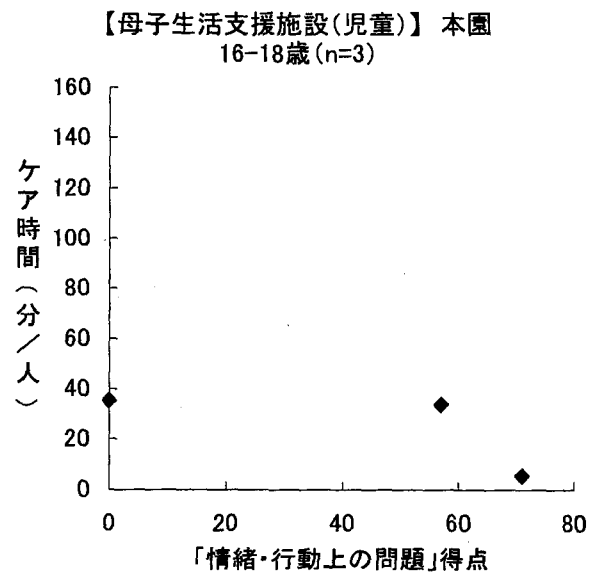
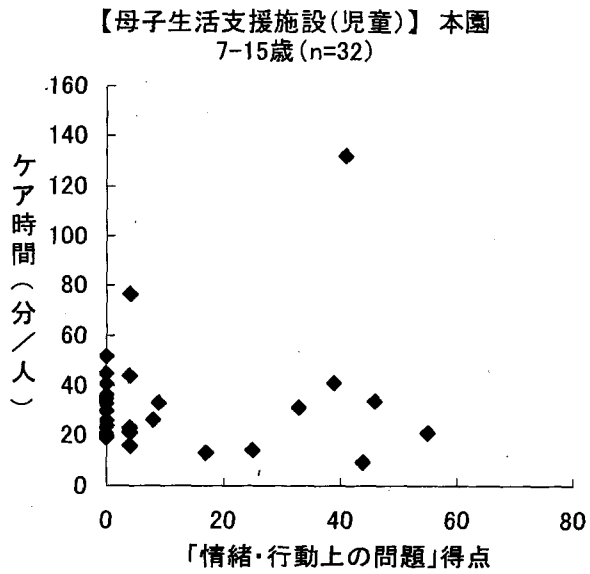
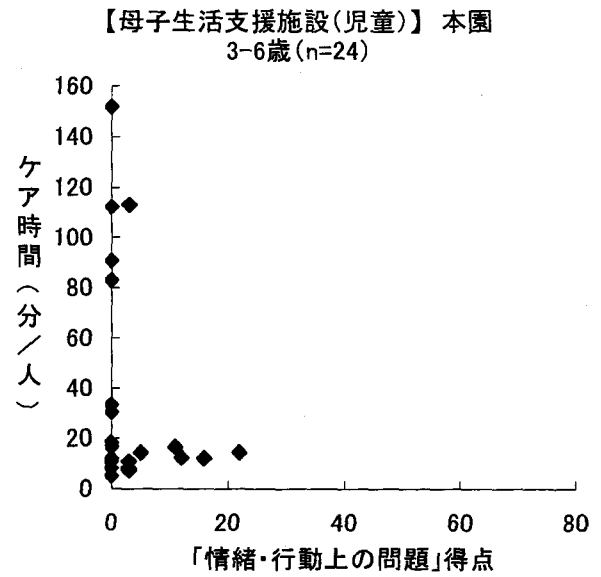
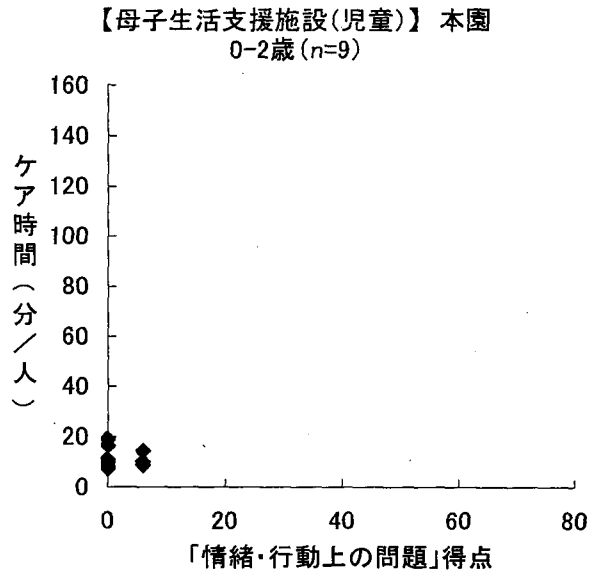
児童1人1日当たりケア時間とアセスメント項目との関連性

〔母子生活支援施設（児童） / ケア形態別：本園〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	68	0.01	0.549
性別〔1:男、2:女〕	65	0.02	0.210
入所期間〔連続変数〕	67	0.00	0.766
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	68	0.05	0.056
身体、発育の状態(身長)	16	0.13	0.398
身体、発育の状態(体重)	16	0.21	0.398
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	68	0.05	0.491
知能指数のレベル〔連続変数〕	1	-	-
発達指数のレベル〔連続変数〕	1	-	-
情緒・行動上の問題(配点得点)(0-2歳)〔連続変数〕	9	0.01	0.767
情緒・行動上の問題(配点得点)(3-6歳)〔連続変数〕	24	0.05	0.277
情緒・行動上の問題(配点得点)(7-15歳)〔連続変数〕	32	0.03	0.373
情緒・行動上の問題(配点得点)(16-18歳)〔連続変数〕	3	0.47	0.518
被虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	68	0.05	0.191
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	52	0.00	0.842
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	65	0.03	0.180
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	42	0.12○	0.025
養育問題のある子どものためのチェックリストの評価レベル 〔1:介入域、2:境界域、3:正常域〕	29	0.05	0.483
不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリストの評価レベル〔連続変数〕	35	0.01	0.578
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	66	0.17○	0.003
睡眠習慣の状況(就学前)〔チェック得点の連続変数〕	32	0.02	0.499
睡眠習慣の状況(就学後)〔チェック得点の連続変数〕	35	0.03	0.352

※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(4) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布 (本園)



(5) アセスメント項目とケア時間の相関（小規模分園）

児童1人1日当りケア時間とアセスメント項目との関連性

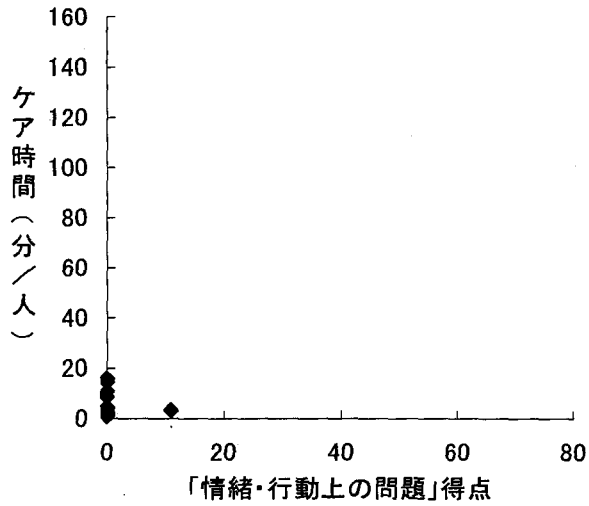
〔母子生活支援施設（児童） / ケア形態別：小規模分園〕

	N数	決定係数 R ²	有意確率
年齢〔連続変数〕	118	0.12○	0.000
性別〔1:男、2:女〕	115	0.00	0.499
入所期間〔連続変数〕	118	0.05	0.015
養育に関する問題及び保護者対応の困難さの状況 〔1:有りが3つ以上、2:有りが2つ以下〕	118	0.10○	0.001
身体、発育の状態(身長)	64	0.01	0.917
身体、発育の状態(体重)	65	0.03	0.342
日常生活能力の発達レベル 〔1:年齢以上、2:年齢相当、3:やや遅れてる、4:遅れてる、5:判断困難〕	118	0.25○	<.0001
知能指数のレベル〔連続変数〕	2	-	-
発達指数のレベル〔連続変数〕	0	-	-
情緒・行動上の問題(配点得点)(0-2歳)〔連続変数〕	21	0.00	0.861
情緒・行動上の問題(配点得点)(3-6歳)〔連続変数〕	45	0.03	0.249
情緒・行動上の問題(配点得点)(7-15歳)〔連続変数〕	47	0.20○	0.002
情緒・行動上の問題(配点得点)(16-18歳)〔連続変数〕	5	0.16	0.499
虐待体験の有無〔1:有り、2:疑い有り、3:無し〕	118	0.01	0.466
定期的な通院の有無〔1:無し、2:有り〕	110	0.04	0.032
精神疾患・精神障害の状況〔1:有り又は疑い有り、2:無し〕	115	0.07	0.003
家族への支援の有無〔1:有り、2:無し〕	117	0.02	0.115
養育問題のある子どものためのチェックリストの評価レベル 〔1:介入域、2:境界域、3:正常域〕	57	0.00	0.904
不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリストの評価レベル〔連続変数〕	52	0.04	0.164
ケアニーズの充足状況に関する評価〔4:充足されている、3:ほとんど充足されている、2:あまり充足されていない、1:充足されていない〕	52	0.07	0.048
睡眠習慣の状況(就学前)〔チェック得点の連続変数〕	65	0.00	0.657
睡眠習慣の状況(就学後)〔チェック得点の連続変数〕	52	0.03	0.227

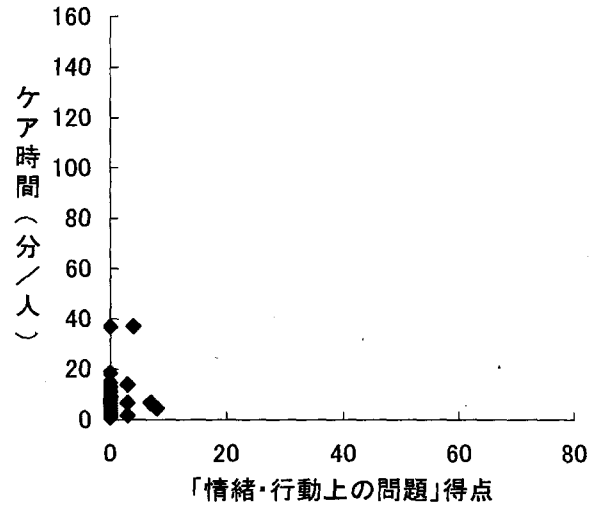
※ 「有意確率」が5%以下で「決定係数」0.10以上となっている欄に○印を示した。

(6) 年齢階級別「情緒・行動上の問題得点」とケア時間の分布（小規模分園）

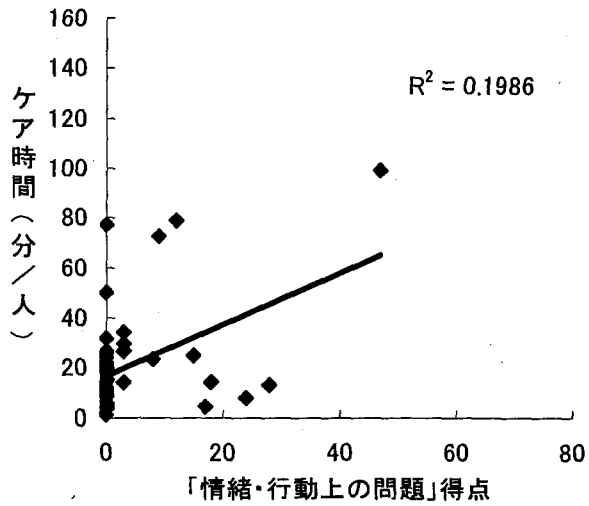
【母子生活支援施設(児童)】小規模分園
0-2歳(n=21)



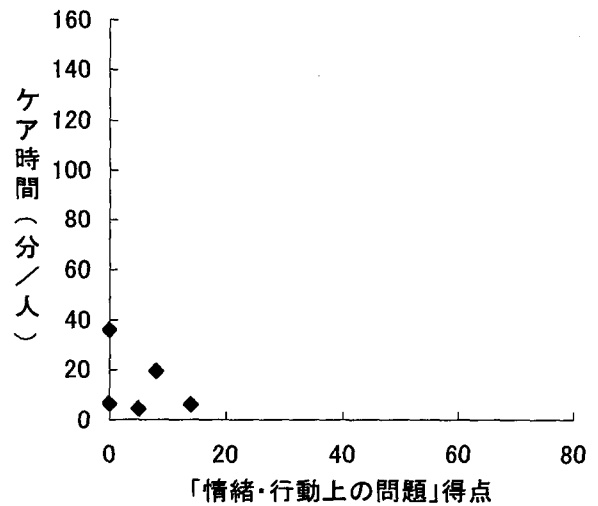
【母子生活支援施設(児童)】小規模分園
3-6歳(n=45)



【母子生活支援施設(児童)】小規模分園
7-15歳(n=47)



【母子生活支援施設(児童)】小規模分園
16-18歳(n=5)



〔参考〕

○「情緒・行動上の問題」の配点の算出方法について

- ・平成19年度「社会的養護施設に関する実態調査」の児童個票（母子生活支援施設においては、「世帯票」の児童に係わる部分）の「情緒・行動上の問題状況（17項目）」に対する回答結果に基づき、数量化Ⅲ類による分析を行い、各評価項目に配点を行った。
- ・母子生活支援施設については、母親自身及び母子関係に係わる「情緒・行動上の問題状況」について、同様の手法で分析を行い、配点を行った。

〔配点の方法〕

- ・すべての回答を「1.疑いなし=0」、「2.やや疑いあり=1」、「3.疑いあり=2」、「4.確かに問題あり=3」、「その他=欠測値」に変換した。
- ・「情緒・行動上の問題状況」の17項目それぞれにおいて、評価対象年齢が定められているため、年齢区分別に数量化Ⅲ類による分析を行った。
- ・年齢区分は、「乳幼児（0・2歳）」、「就学前児童（3・6歳）」、「小学生・中学生（7・15歳）」、「高校生以上（16歳以上）」とした。
- ・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設の3施設は、3施設をあわせて同一年齢区分毎に数量化Ⅲ類による分析を行った。
- ・上記の年齢区分毎の項目分析の結果から、第1軸のみを採用して項目の基本距離を算出し、項目に点数付けを行った。
- ・項目の合計点数が満点の場合、100点とする基準化を行った。

(1)「情緒・行動上の問題」の配点表（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設）

■乳児院＋児童養護施設＋情緒障害児短期治療施設

情緒行動上の問題 項目内容	0-2歳				3-6歳				7-15歳				16-18歳			
	1 疑いなし	2 やや疑いあり	3 疑いあり	4 確かに問題あり	1 疑いなし	2 やや疑いあり	3 疑いあり	4 確かに問題あり	1 疑いなし	2 やや疑いあり	3 疑いあり	4 確かに問題あり	1 疑いなし	2 やや疑いあり	3 疑いあり	4 確かに問題あり
q1 自閉的傾向	0	8	12	17	0	3	7	11	0	3	5	6	0	4	4	6
q2 養育者との関係性	0	12	13	19	0	3	6	9	0	3	4	6	0	3	4	7
q3 注意欠陥・多動傾向	0	8	17	20	0	2	5	10	0	2	4	5	0	4	5	8
q4 反社会的行動傾向	0	10	19	19	0	2	7	11	0	2	4	5	0	2	3	4
q5 抑うつ傾向									0	3	6	9	0	3	5	9
q6 学習障害傾向									0	2	4	5	0	3	4	5
q7 物質使用									0	3	3	4	0	1	1	2
q8 自傷行為	0	5	11	13	0	4	6	13	0	4	5	6	0	4	5	7
q9 集団不適応									0	3	5	7	0	3	5	7
q10 社会的引きこもり									0	5	6	7	0	5	8	11
q11 排泄問題					0	1	3	4	0	1	2	2				
q12 摂食障害傾向									0	4	6	9	0	4	6	9
q13 睡眠問題									0	4	7	8	0	3	6	9
q14 言語能力の発達遅延・障害	0	4	9	12	0	2	4	6	0	3	4	5	0	3	4	4
q15 知的障害					0	2	5	6	0	3	3	3	0	2	2	2
q16 施設内における他児へのいじめ					0	3	8	15	0	2	4	6	0	2	4	4
q17 施設内における他児からのいじめ					0	5	10	15	0	3	5	7	0	4	6	6
計	0	47	81	100	0	27	61	100	0	50	77	100	0	50	72	100

(2)「情緒・行動上の問題」の配点表(児童自立支援施設)

■児童自立支援施設

情緒行動上の問題 項目内容		7-15歳				16-18歳			
		1 疑いなし	2 やや疑いあり	3 疑いあり	4 確かに問題あり	1 疑いなし	2 やや疑いあり	3 疑いあり	4 確かに問題あり
q1	自閉的傾向	0	3	7	7	0	5	5	5
q2	養育者との関係性	0	2	5	5	0	1	8	8
q3	注意欠陥・多動傾向	0	2	4	5	0	0	9	9
q4	反社会的行動傾向	0	1	4	4	0	1	2	5
q5	抑うつ傾向	0	3	8	8	0	3	6	6
q6	学習障害傾向	0	2	4	7	0	4	10	10
q7	物質使用	0	1	3	3	0	0	1	1
q8	自傷行為	0	4	5	5	0	6	6	6
q9	集団不適應	0	2	5	5	0	2	6	6
q10	社会的引きこもり	0	4	5	9	0	3	6	6
q11	排泄問題	0	3	3	3				
q12	摂食障害傾向	0	5	8	10	0	1	1	1
q13	睡眠問題	0	5	6	6	0	6	6	6
q14	言語能力の発達遅延・障害	0	3	6	8	0	5	8	8
q15	知的障害	0	1	3	3	0	5	6	6
q16	施設内における他児へのいじめ	0	2	4	5	0	2	9	9
q17	施設内における他児からのいじめ	0	2	5	7	0	6	8	8
計		0	45	85	100	0	50	97	100

(3)「情緒・行動上の問題」の配点表(母子生活支援施設:児童)

■母子生活支援施設

情緒行動上の問題 項目内容		0-2歳				3-6歳				7-15歳				16-18歳			
		1 疑いなし	2 やや疑いあり	3 疑いあり	4 確かに問題あり	1 疑いなし	2 やや疑いあり	3 疑いあり	4 確かに問題あり	1 疑いなし	2 やや疑いあり	3 疑いあり	4 確かに問題あり	1 疑いなし	2 やや疑いあり	3 疑いあり	4 確かに問題あり
q1	自閉的傾向	0	8	21	21	0	4	8	12	0	4	7	9	0	9	9	9
q2	養育者との関係性	0	12	16	16	0	4	6	9	0	3	5	6	0	8	8	8
q3	注意欠陥・多動傾向	0	11	13	13	0	3	7	9	0	3	5	7	0	14	14	14
q4	反社会的行動傾向	0	15	15	15	0	5	8	9	0	2	5	5	0	4	4	4
q5	抑うつ傾向									0	4	5	6	0	5	5	5
q6	学習障害傾向									0	3	5	6	0	8	8	8
q7	物質使用									0	2	2	2	0	1	1	1
q8	自傷行為	0	21	23	23	0	9	9	9	0	5	7	8	0	6	6	6
q9	集団不適応									0	3	5	5	0	1	5	5
q10	社会的引きこもり									0	4	5	5	0	6	6	6
q11	排泄問題					0	4	4	9	0	3	5	5				
q12	摂食障害傾向									0	4	5	5	0	7	7	7
q13	睡眠問題									0	4	6	6	0	5	5	5
q14	言語能力の発達遅延・障害	0	6	12	12	0	3	6	9	0	5	7	7	0	8	8	8
q15	知的障害					0	6	6	9	0	4	5	5	0	7	7	7
q16	施設内における他児へのいじめ					0	5	12	12	0	3	4	5	0	4	4	4
q17	施設内における他児からのいじめ					0	5	13	13	0	4	6	8	0	3	3	3
計		0	73	100	100	0	48	79	100	0	60	89	100	0	96	100	100

(4)「情緒・行動上の問題」の配点表（母子生活支援施設：世帯）

■母子生活支援施設 母親に係る事項

情緒行動上の問題 項目内容		母親に係る事項			
		1 疑 い な し	2 や や 疑 い あ り	3 疑 い あ り	4 確 か に 問 題 あ り
q1	家事能力の不足、家事への負担感	0	2	4	6
q2	生活リズムの乱れ	0	2	4	7
q3	計画的な消費など金銭管理	0	2	3	5
q4	書類の理解、作成等識字に関する課題	0	3	3	3
q5	言葉、生活文化の違い等による課題	0	2	2	2
q6	生育歴に依拠するもの	0	2	4	6
q7	慢性疾患や障害	0	3	4	6
q8	不定愁訴など心理面での訴え	0	2	4	8
q9	依存傾向	0	3	5	7
q10	自傷行為	0	6	7	9
q11	摂食障害傾向	0	5	7	9
q12	抑うつ傾向	0	3	5	8
q13	性格上の問題	0	2	4	7
q14	精神状態	0	3	6	9
q15	対人コミュニケーション上の問題	0	2	4	8
計		0	42	66	100

■母子生活支援施設 母子関係に係る事項

情緒行動上の問題 項目内容		母親に係る事項			
		1 疑 い な し	2 や や 疑 い あ り	3 疑 い あ り	4 確 か に 問 題 あ り
q1	子どもへの愛着形成の困難	0	6	12	18
q2	育児・養育力(知識)の不足	0	5	10	15
q3	虐待傾向	0	6	12	18
q4	密着、抱え込み状態	0	6	11	17
q5	価値観の強要	0	5	11	17
q6	母子の逆転	0	6	11	15
計		0	34	67	100